第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

～お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまち～

令和8（2026）年3月

倉吉市

「人権尊重都市」宣言のまち倉吉

人は、すべて生まれながらに自由と平等であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設につとめてまいりました。

そして、私たち倉吉市民は、現在「水と緑と文化のまちづくり」を基本目標に、一人ひとりが大切にされ、すべての市民が共同して差別のない、潤いのある豊かなまちづくりを目指しています。

しかしながら現実には人間疎外と人間愛の欠如により、特に日本国憲法にうたわれた思想、信条、性別、社会的身分等における自由と平等が軽視され、人権侵害の事象もあとを絶たない現状であります。

世界人権宣言が採択されて四十周年、さらに市制三十五周年を契機に、改めて基本的人権の尊重を確認し、人間平等の基盤の確立を目指して、市民すべてのたゆみない努力を行うことを誓い、ここに本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

昭和六十三年九月二十一日

倉　吉　市

倉吉市議会

目　次

第１章　計画の基本的事項（計画の概要）.....1
　第１節　人権問題をめぐる情勢.....1
　第２節　計画策定の趣旨・基本理念.....4
　第３節　計画の位置付け.....4
　第４節　計画目標と人権施策の推進方針.....4
　第５節　計画の構成と期間.....8
　第６節　ＳＤＧｓの推進.....8
第２章　部落差別問題（同和問題）の解消.....9
第３章　障がいのある人の自立と社会参画の促進.....15
第４章　男女共同参画社会の実現.....20
第５章　外国にルーツを持つ人の人権尊重.....24
第６章　こどもの人権尊重.....27
第７章　高齢者の社会参加の促進と人権尊重.....31
第８章　病気にかかわる人の人権尊重.....34
第９章　インターネットによる人権侵害.....37
第10章　さまざまな人権問題の解決.....39
第11章　計画の推進.....47
第７次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（計画体系）.....48
　１　倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例.....49
　２　倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例.....52
　３　倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿.....55

第１章　計画の基本的事項（計画の概要）

第１節　人権問題をめぐる情勢

（１）国際的な情勢

昭和 20（1945）年、第二次世界大戦の反省を踏まえ、「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励すること」を目的として国際連合（以下、「国連」という。）が発足し、現在では 193 か国が加盟しており、国連は国際社会における人権保障の枠組みの中で中心的な役割を担っています。昭和 23（1948）年に採択された世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とされ、人間は理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神を持って行動すべきであるとされています。この宣言を基盤として、国連は児童の権利に関する条約、女性差別撤廃条約、障害者の権利に関する条約など、さまざまな人権条約を採択し、加盟国である日本も、これらの条約を通じて国際的な人権保障に貢献することが期待されています。

平成 23（2011）年には、国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されました。この指導原則は「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つを柱とし、企業に人権を尊重する主体として責任を果たすことを求めています。日本では、企業による人権尊重の必要性の国際的な関心の高まりを背景に、令和2(2020）年に関係府省庁連絡会議において「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定され、企業活動におけるハラスメントなどの人権侵害リスクの特定・予防・軽減と対処するまでの一連の取組の導入・促進への期待が表明されています。

これらの取組にかかわらず、令和 4（2022）年に始まったロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、世界各地で重大な人権侵害が頻発しています。さらに、気候変動や AI 技術の急速な進展により、プライバシーの侵害や差別の助長など、新たな人権課題も浮上しています。

（2）国における取組

昭和 22（1947）年に施行された日本国憲法第 14 条において、すべての国民が法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されないことが明記されており、これが人権保障の根幹をなしています。その後、社会の変化や国際的な人権意識の高まりを受けて、さまざまな法制度や施策が整備されてきました。

しかし、近年では国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、人権に関する課題は複雑化・多様化したほか、人権意識の高まりとともに、新たに顕在化した人権課題も存在しており、人権尊重の重要性は更に増していると言えます。特に同和問題に関しては、依然として偏見や差別が根強く残っており、地域や世代によって認識の差も見られます。また、匿名性や情報発信の容易さから、SNS 等インターネット上での誹謗中傷や特定の地域を被差別部落とする差別的投稿が深刻な社会問題となっており、早急な対応が求められています。また、令和２（2020）年に発生した新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、地域のつながりや暮らし方が大きく変化し、地域コミュニティの構築が困難な状況の中、孤独や孤立といった社会問題が顕在化しました。

これを受け、令和6（2024）年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体の課題として必要な支援を行うことが示されました。また、同年には、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

この間、令和5（2023）年には「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の構築が求められるとともに、「性的指向及びジェンダーアイデンティティ[1]の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、「LGBT理解増進法」という。）も施行され、多様性を尊重する社会の実現に向けた法制度の整備も進められています。

さらに、令和7（2025）年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」の一部改正により、ハラスメント対策の強化や多様な労働者が活躍できる就業環境の整備が進められています。

（3）県における取組

平成8（1996）年に全国に先駆けて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下、「県条例」という。）を制定し、翌年には具体的な施策の方向を示す「鳥取県人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。令和3（2021）年には県条例の改正を行い、あらゆる差別行為の禁止とインターネットの差別への対応強化を図りました。令和4（2022）年には、基本方針の第4次改訂が行われ、差別実態の解消に向けた施策や相談支援体制の充実など、複雑化・多様化する人権問題への対応が強化されました。令和5（2023）年には性的マイノリティ[2]への支援制度として「とっとり安心ファミリーシップ制度」が導入され、すべての人が安心して暮らせる社会づくりに向けた取組が進められています。

さらに、SNS の普及等を背景にインターネット上での誹謗中傷などが社会問題化している状況に実効性をもって対応するため、令和7（2025）年 12 月に県条例を改正し、人権侵害に係る相談に基づき、投稿等の削除命令、命令に従わない場合の発信者の氏名公表、過料に関する規定を新たに設けました。令和8（2026）年1月には、改正された県条例が施行され、差別を許さない社会の実現に向け、県民を被害者にも加害者にもさせないための取組が進められています。

---

[1]ジェンダーアイデンティティ：自分自身の性別についての認識や感覚

[2]性的マイノリティ：体と心の性に違和感がある人や恋愛対象が同性などの性的少数者

（4）本市の人権施策の推進

昭和 63（1988）年9月に、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権の尊重と人間平等の基盤の確立を目指して「人権尊重都市」を宣言して以降、平成6（1994）年の「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」（以下「条例」という。）の制定をはじめ、国が平成 12（2000）年に制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）第5条の規定に基づき、平成8（1996）年から現在まで6次にわたり「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の策定と改訂を重ねながら、人権教育・啓発施策に関するさまざまな取組を推進してきました。令和5（2023）年には、県の制度実施に合わせて、これまでの研究成果を基に「くらよし安心ファミリーシップ制度」を施行し、多様性の尊重を進めてきました。

しかし、本市が毎年実施する「倉吉市民意識調査」では、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2（2020）年を契機に、「職場や学校、地域など身近なところで人権が十分に保障されていないと感じる市民の割合」が増加し、人権問題に関する学習会や講演会・研修会への参加率は低迷しています。

また、令和7（2025）年の「人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下「人権・同和意識調査」という。）では、人権侵害を受けたことがある市民は 12.3%と、平成 24（2012）年からは 7.9 ポイント、令和元（2019）年からは 2.6 ポイント減少したものの、令和7（2025）年3月末時点の 16 歳以上の人口（37,953 人）に 12.3%を乗じると、約 4,700 人に近い市民が人権侵害を受けたことになります。特に、過去5年間に見聞きした差別的言動やしぐさ、落書き等の中では、インターネット上の差別的投稿の深刻化が顕著であることから、被害にあった際の対応方法の周知や、加害者にならないための教育・啓発に重点を置く必要があります。

加えて、人権侵害の場面では、「職場」が最も多く（46.4%）、企業や事業所における人権研修等の支援が求められています。

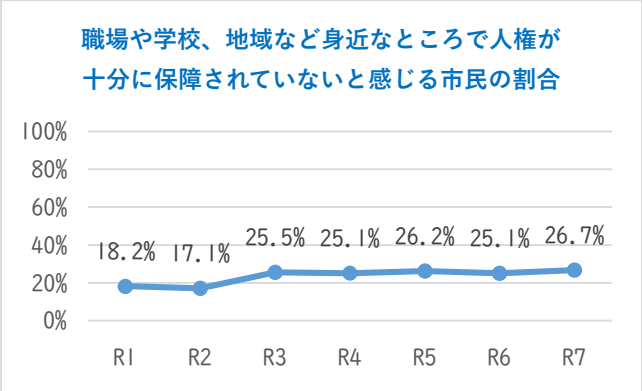

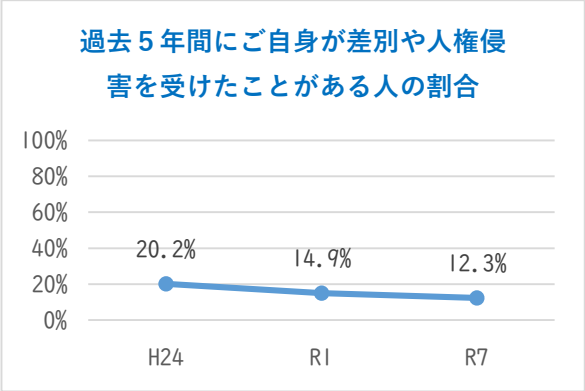

第２節　計画策定の趣旨・基本理念

「人権尊重都市」を宣言して以降、すべての市民が差別されることなく、安心して暮らすことができるまちを目指し、さまざまな人権教育・啓発施策を推進してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2（2020）年を契機に、これまで培ってきた人権課題に対する市民の関わり方には変化が生じ、関心や参加のあり方にも影響が見られるようになりました。また、社会の変化に伴い、人権課題も一層多様化していることから、これまで行ってきた教育、啓発、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

この背景から、第７次総合計画の基本理念は現行計画の基本理念を継承し、「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり」として掲げます。これまでの取組を継承・発展させるとともに、社会の変化に柔軟に対応しながら、すべての個人が相互に人権の意義や共存の重要性について理解を深め、あらゆる差別や人権侵害が解消され、安心して暮らせるまちを目指し、総合的かつ計画的な人権施策を展開していきます。

第３節　計画の位置付け

「人権尊重都市」宣言のもと、条例を制定し、「倉吉市総合計画」を踏まえ、本計画を策定するものです。

また、「第 12 次倉吉市総合計画」における人権推進分野の個別計画として位置付けるとともに、「第７次倉吉市男女共同参画プラン」など、他の個別計画と総合的な連携を図りながら、施策の効果的な推進を目指します。

第4節 計画目標と人権施策の推進方針

（1）計画目標

基本理念のもと、人権意識が確立され、人権が尊重されている状態を目的として、「第 12 次倉吉市総合計画」との整合性をはかり、各種人権課題の解決に向けた取組を進めます。

（対象）市民

（意図）人権が尊重されている、人権意識が確立されている

（成果指標）

成果指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和 12 年度）
身の回りで人権侵害を受けたことがある市民の比率	13%	10%
人権尊重についての理解を深めた市民の数（のべ人数）	17,689 人	18,200 人
人権相談の件数	341 件	400 件

（2）人権施策の推進方針

①「人権教育・同和教育の推進」

本市では、これまで就学前教育、学校教育、社会教育の各分野において、人権教育・同和教育の推進に取り組んできました。

就学前教育においては、こどもの人権感覚の基礎になる力を育むため、保育所や認定こども園では、「倉吉市就学前人権教育・保育指針」に基づき、行政訪問による指導・助言を通じて保育の質の維持向上につなげています。また、保育士・保育教諭の専門性向上を目的とした学習会や研修、保護者の参画による人権学習の機会も設けられています。

学校教育においては、年間指導計画に基づき、日常の教育活動に人権学習の要素を取り入れています。その成果として、「いじめはいけない」と考える児童生徒の割合は例年9割を超え、「自分には良いところがある」と自己肯定感を持つ児童生徒も 86%に達するなど、人権意識の向上に寄与しています。

一方で、不登校の出現率は依然として高く、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援と指導が求められています。

また、令和6（2024）年 11 月に実施されたこども家庭庁の調査によると、青少年のインターネット利用率は 98.2%に達し、３歳児で約７割、５歳児では約８割が利用しているなど、ンターネット利用の低年齢化が進行しています。インターネット上での人権侵害が後を絶たない現状や、GIGA スクール構想[3]により児童生徒向け１人1台端末が整備されたことも踏まえ、家庭と連携しながら、こどもの発達段階に応じた情報モラル教育[4]の充実と推進が急務となっています。

社会教育の分野では、地域ごとに人権（同和）教育学習会などが開催されていますが、参加率は 10%未満の地区が多い状況であり、参加率の低下が課題となっています。「倉吉市民意識調査」では、人権が十分に保障されていると感じる市民は約半数にとどまっており、内容の工夫と改善を通じて、人権問題を「誰か」のことではなく、「自分自身」や「身近な人」の問題として捉えられる教育の展開が求められています。

②「人権啓発の推進」

「人権教育・啓発推進法」第２条により、人権啓発は、「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されており、地方公共団体は、国と連携しながら、地域の実情に応じた人権教育および人権啓発施策を策定・実施する責務があります。

本市では、部落解放研究倉吉市集会（以下「市集会」という。）や倉吉市部落解放文化祭、人権教育講座、隣保館（人権文化センター）による啓発・広報活動に加え、市報や公式ウェ

---

[3]GIGA スクール構想：文部科学省が提唱する、小中学校での１人1台端末や通信ネットワーク等の環境整備・活用により、教育の質を向上させるための構想

[4]情報モラル教育：情報社会の中で、情報発信に責任を持つなど情報を正しく安全に利用するための学び

ブサイトなどを活用した情報発信にも取り組んでいます。また、昭和45(1970)年に発足した「倉吉市人権教育研究会」との協働により、人権教育の研究や実践活動も進めています。地域では、半世紀以上にわたり「人権（同和）教育町内学習会」などが開催されており、市民は人権について学ぶ機会や情報を得られる環境にあると言えます。

しかし、「人権・同和意識調査」によると、市民の42.0%が「過去５年間に人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加したことがない」と回答しており、特に10歳代から30歳代の若い世代にその傾向が強く見られます。このことから、ＳＮＳや動画コンテンツ[5]などの若者に届きやすい媒体を活用した啓発方法の工夫に加え、講演会・研修会では手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、誰もが参加しやすい環境づくりも求められています。また、同和問題に対する意識については、「自分自身の問題としてとらえられず消極的である」「差別意識を持っていないため自分には関係がない問題である」と答える市民が４割を超えており、自分自身の問題として認識されていない状況が明らかになり、人権意識の向上が求められます。

一方で、学習経験が多い市民ほど同和問題への理解が深く、結婚や住宅の建築、部落差別を見聞きした際の対応についても、自らの問題として積極的に取り組もうとする傾向が見られました。これらのことから、より多くの市民が人権について学ぶ機会を持ち、その学びが行動につながるような啓発の推進が必要です。

企業においては、令和7(2025)年６月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次)」において、人権尊重の責務を負う存在と位置付けられ、人権方針の策定や効果的な苦情処理の仕組みを通じて救済をはかることが期待されています。「人権・同和意識調査」では、人権侵害を受けたことがあると答えた人のうち、職場での経験が最も多いことから（46.4%)、関係機関と連携し、企業活動における人権尊重の取組の推進が図られるような啓発や支援が求められています。

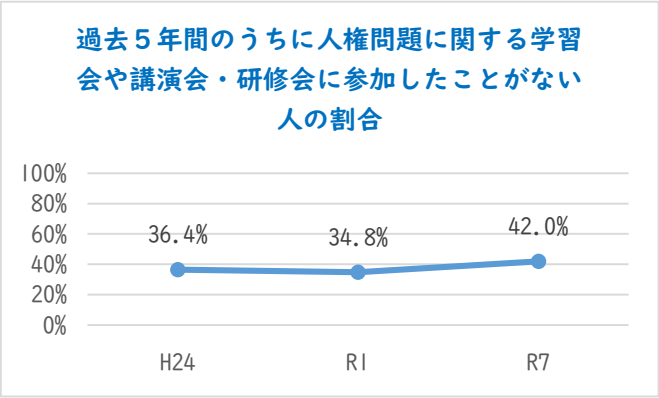

[5]動画コンテンツ:情報発信などを目的として制作された動画

③「人権擁護の確立（相談・支援体制の充実）」

平成 25（2013）年6月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や、平成 28（2016）年 12 月施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）などで、地方公共団体は差別に関する相談に的確に応ずるための体制整備が求められています。また、本市では「条例」において、人権に関する問題について相談窓口を設置し、関係機関との連携による支援の実施が定められており、隣保館（人権文化センター）を中心に相談対応を行っています。相談件数は年々増加しており、近年では、生活困窮、健康、家庭内の問題など生活全般にわたる複合的な相談が増加しています。

このような状況を踏まえ、本市では、隣保館（人権文化センター）職員による個別訪問や、「第５期倉吉市地域福祉計画」の策定に併せて庁内連携会議を設置し、困難な課題を抱える人や世帯の情報を共有し、課題を包括的に捉える体制の整備を行いました。

しかし、「人権・同和意識調査」によると、人権侵害を受けた際に、「友人、同僚、上司」に相談した人が 31.7%と最も多く、「国や県、市の人権相談窓口」は 4.2%と非常に少ない状況です。また、年齢が高くなるにつれて「誰にも相談しなかった」と答える人の割合が高く、「無職」や「主に家事に従事している」人の割合が高いことから、職場や各種機関とつながる機会が少ない人ほど相談に至らない傾向が見られます。

これらのことから、市民一人ひとりが人権意識を高め、適切に対応できる力を育むこが求められます。また、相談員の研修や専門知識の習得を進めることで、より的確な対応を可能にし、行政に相談しやすい環境づくりを推進することが必要です。

また、全国的にインターネット上の人権侵害が深刻化する中、本市においても、同和地区の情報が掲載される事案が発生しています。「プロバイダ責任制限法」が令和6（2024）年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）に改正され、大規模プラットフォーム事業者[6]に誹謗中傷等の削除申出への対応の迅速化や削除基準の策定・公表等の措置が義務付けされたところですが、削除申出を行うも削除までに時間を要し、また、削除されるも直ぐに同様の記事が掲載されるなど抑止が不十分な状況です。

[6]大規模プラットフォーム事業者：大規模特定電気通信役務提供者（例：YouTube、X、Tiktok など）

第５節　計画の構成と期間

計画の構成は第1章から第 11 章とし、各種人権課題の解決に向けた方向性と取組の推進を示すものです。

期間は、令和8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間として「第 12 次倉吉市総合計画」をふまえ、評価・点検を行います。

第６節　ＳＤＧｓの推進

ＳＤＧｓは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成 27（2015）年に国連で採択された国際目標であり、ジェンダー[7]、不平等、平和など 17 のゴールと 169 のターゲットを定めています。この中には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と示されており、人権分野はＳＤＧｓの 17 のゴールのうち、８つのゴールと多く関連性があります。「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念は、人権尊重のまちづくりを目指す本計画と共通するものであることから、当該目標との関連性を考慮しながら、本計画の取組を推進していきます。

[7]ジェンダー：生物学的な性とは違い、「男性だから・女性だからこうあるべき」といった社会的・文化的な役割の違いによって形成された性差

第２章　部落差別問題（同和問題）の解消

（現状と課題）

昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、本市では同和問題の解決に向けてさまざまな諸施策を推進してきました。平成 28（2016）年には「部落差別解消推進法」が制定され、第１条において「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示されるとともに、「部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要である」と規定されています。

これまでの長年にわたる取組により、同和地区の生活環境や教育・就労面での格差は一定の改善が見られ、部落差別に対する理解も進んできました。しかし、法施行から 10 年が経過した現在においても、部落差別の完全解消には至っていません。特に近年では、インターネット上での差別的な書き込みや、同和地区に関する不適切な情報配信が深刻な問題となっています。被差別部落の地名や出身情報を掲載する行為が「差別されない権利の侵害」として裁判で認定されるなど、インターネット上の差別が法的にも問題視されており、当該問題の根深さは明らかです。

また、「人権・同和意識調査」によると、過去５年間に「差別発言」を見聞きしたと答える人が最も多く、結婚などに関する差別も依然として存在し、身元調査が行われるケースも報告されています。さらに、「寝た子を起こすな」といった考え方が一部に残っており、「触れないことで存在しないものにする」という考え方は、差別の構造を温存し、被差別者の声を封じることにつながることから、差別の実態を知り、社会全体で向き合うことが必要です。

情報化の進展により、差別の形態が変化している今、相談体制の充実や教育・啓発活動の再構築が求められています。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問４-①-①　同和地区（被差別部落）の人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか。

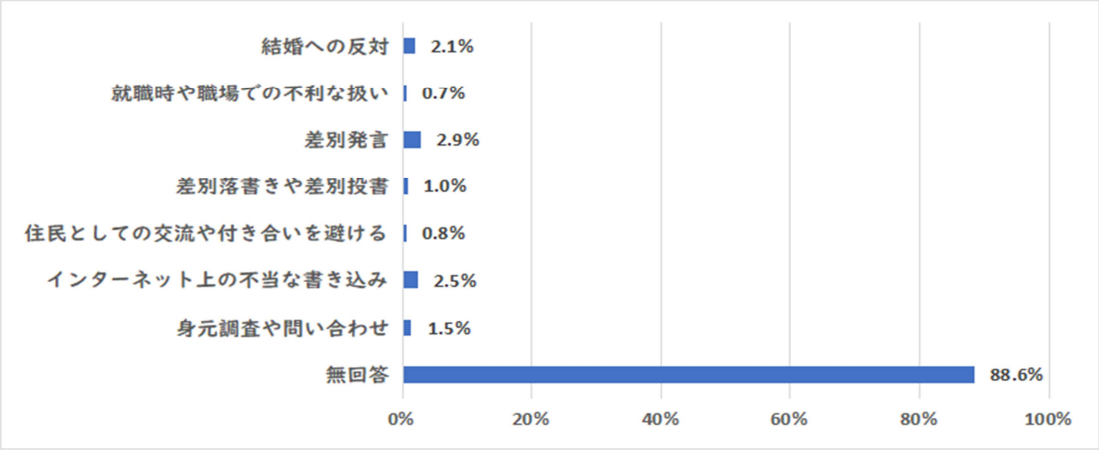

第１節 人権啓発・同和教育の推進

（１）人権啓発・同和教育の推進

部落差別を「知らない」ことで温存するのではなく、正しい知識と理解を広める啓発活動により、あらゆる人権問題の解決に積極的に取り組もうとする意識の向上を目指します。これまで実施してきた「市集会」「倉吉市部落解放文化祭」「人権（同和）教育町内学習会」「同和教育講座」などの取組を継続するとともに、市民の約４割が過去５年間に人権関連の学習機会に参加していないという現状を踏まえ、より幅広い参加が得られるよう、市民のニーズに対応し、内容と工夫の改善に努め、学習機会の充実を図ります。

特に若年層（10～30 代）に向けては、現代における部落差別問題を分かりやすく伝えるＳＮＳや動画コンテンツなどを活用し、当事者の声や実際の実例を取り入れた共感を呼ぶ啓発活動を展開します。

また、人権に関する学習経験が多い市民ほど、同和問題への理解や対応力が高い傾向があることから、単なる知識の提供にとどまらず、地域に根ざした課題や当事者の体験を交えた実践的な学びを重視し、学びが行動へとつながるような啓発を推進します。

企業においては、倉吉市人権啓発企業連絡会などの各種団体と連携し、職場における部落差別の未然防止と救済が図られるよう、人権方針の策定支援や苦情処理体制の整備に関する研修の充実を促進します。

（取組の推進）

①市民意識調査の実施	・市民の部落差別問題への意識を把握することにより、人権啓発や同和教育の成果と課題を明らかにするため、定期的に「人権・問題意識調査」を実施します。
②市職員の資質向上	・部落差別問題の解決に向けた行政課題を把握・理解するとともに、人権啓発に積極的な役割を果たすことができる資質と指導力を身につけるため、すべての職員を対象に計画的に研修を実施し、町内学習会、各種研修会などへ積極的に参加します。
③教職員研修の実施	・学校教育における同和教育を進めるため、教職員研修を実施し、各種研修会などへ積極的な参加を促進します。
④各種委員向け研修の実施	・民生委員・児童委員、教育関係の委員など市民とのかかわりの深い各種委員への研修会や啓発を実施します。
⑤市民への人権啓発の推進	・部落差別問題についての講座や町内学習会などの開催、市報での人権特集や公式ウェブサイトなどを通じて市民啓発を実施します。

（取組の推進）

⑥各団体との連携による人権啓発と団体への支援	・部落差別問題をはじめ、人権問題に取り組む団体と連携し、団体の活動を積極的に支援します。
⑦民間事業所向けの啓発の推進	・ハローワーク、商工会議所など関係機関と連携し、民間事業所での人権・部落差別問題の研修の実施に向けた取組を推進します。
⑧情報提供の推進	・市報、公式ウェブサイトを活用し講演会などの学習機会の情報を提供するとともに、関係機関や団体と連携して情報提供を行います。

（２）就学前における人権・同和教育（保育）の推進

人権教育とは、「人権教育・啓発推進法」第２条により、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と示され、同法第３条において、「発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように行わなければならない。」とされています。多様な価値観を理解し、気づき、正しく対応できる力を育むために欠かせない学びであることから、歴史的背景を踏まえ、差別の実態やその克服に向けた理解を深める学びを充実させます。

就学前教育では、こどもが他者との関わりを通じて自尊感情を育むことができるよう保育士・保育教諭は同和問題に対する理解をさらに深め、日々の遊びや活動を通じて、すべてのこどもの最善の利益に配慮した教育・保育の実践を推進します。また、保護者や地域、関係機関との連携を深め、こどもの人権を尊重した地域ぐるみの支援体制の構築を目指します。

（取組の推進）

①職員研修の実施	・人権問題や部落差別問題の正しい理解のための職員研修を実施します。
②乳幼児期の育ち	・将来の人権・同和教育を進める上で大切な基礎となる乳幼児期に、日々の遊びや活動を通じて、やさしさや人を大切にする心を育みます。
③保護者や地域との連携	・保育園、認定こども園においては、保護者との懇談や園だよりなどを通じて、地域の人権意識の高揚を図り、就学前における人権・同和教育（保育）を進めます。

（３）学校教育における人権・同和教育の推進

教科横断的な人権学習の展開を推進し、児童生徒の自己肯定感の向上と、偏見や差別の根絶に向けて主体的に行動できる力の育成を目指します。特に部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた指導力向上を図るため、教職員の研修の充実を目指します。また、啓発活動や研修事業等への支援を通じて、関係団体と協働して部落差別の解消を目指します。

さらに、GIGA スクール構想の進展や低年齢層のインターネット利用の増加を踏まえ、インターネット上の人権侵害に対する理解と対応力の育成や、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）に基づき、教育の機会均等の実現を目指します。

（取組の推進）

①研究指定校の実施	・人権感覚を高める人権教育を推進するため、人権教育研究校を指定し、学校や地域の実態を踏まえた人権・同和教育を推進し、その成果を各学校の実践に活かします。
②人権・同和教育授業の実施	・児童生徒の実態に応じて差別をなくすために主体的に考え、行動することができるような授業を展開します。
③保護者への啓発	・人権教育研修会や授業参観、学校だよりなどを通じて保護者への啓発を実施します。
④職員研修の実施	・研修会等を通じて、正しい理解と認識が得られるよう学習内容の充実を図ります。
⑤学習支援、学力・進路保障	・隣保館（人権文化センター）での小学生、中学生の学習支援をはじめ、学力、進路保障に向けて、家庭、学校、行政の連携を深めます。
⑥倉吉市人権教育研究会との連携	・倉吉市人権教育研究会と協働し、中学校区で構成される団体へ人権教育を推進するための支援を実施します。

第２節　人権擁護の確立

同和地区住民をはじめ市民の生活、福祉、教育などに関する相談支援体制の充実に努めます。また、差別事象の発生時には迅速かつ適切に対応するとともに、実態の把握や背景の分析を踏まえた効果的な啓発活動の展開を目指します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・隣保館（人権文化センター）などにおいて、さまざまな人権問題に関する相談に対応できるよう、職員研修等を通じ、相談体制の充実を図ります。

（取組の推進）

②相談窓口の周知	・人権相談の窓口について、市報や公式ウェブサイト等をはじめ、あらゆる機会を通じて市民への周知を図ります。
③人権侵害行為への措置	・差別禁止法や人権侵害救済法の制定に向け、他市町村と連携して国に要望活動を行います。人権侵害行為の事案が発生した場合は関係機関と連携し、迅速・適切に対応します。
④関係機関・団体との連携	・人権侵害の解決に向け関係機関・関係団体との連携強化を図ります。
⑤庁内組織の充実	・倉吉市人権侵害・差別落書対応要領に基づき対応し、倉吉市人権啓発検討委員会で検討、再発防止を図ります。

第３節　雇用促進・就労の安定

企業等が部落差別の解消に向けた正しい理解と認識を持ち、公正な採用選考を行うよう、関係団体や行政機関との連携による情報交換や研修の充実により、適性と能力に基づく合理的な採用選考の実現を目指します。

（取組の推進）

①雇用促進と就労の安定	・ハローワーク、商工会議所など関係機関と連携し雇用の円滑化に努めます。
②啓発の推進	・各事業所が部落差別の解消に向けた取組ができるよう情報提供や啓発活動に努めます。また、就職の機会均等の確保に向け、研修会などを通じて事業所における公正な採用選考と差別のない職場づくりが推進できるよう啓発活動に努めます。

第４節　隣保館（人権文化センター）

隣保館（人権文化センター）は部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくするための人権啓発を行う施設であると同時に、社会福祉法に規定する隣保事業を行う施設でもあります。

国の「隣保館設置運営要綱」では、生活実態の把握や相談対応、助言指導が基本事業として位置付けられています。こうした役割を踏まえ、隣保館（人権文化センター）事業を通じて、地域住民の要望や悩みをキャッチし、適切な助言や指導ができるよう専門知識の習得に努め、職員の対応力の向上を図ります。

また、行政の相談窓口がより身近で信頼される存在となるよう、広報や啓発活動を通じて相談への心理的ハードルを下げる取組を推進します。

（取組の推進）

①相談事業の充実	・身近で信頼される相談機関としての機能と人権侵害の救済に向けた相談機能の充実を図るため、隣保館（人権文化センター）関係職員のスキルアップに努めます。
②人権啓発及び広報活動の推進	・センターたよりの発行などを通じて地域に身近な啓発活動を推進するとともに、効果的な啓発活動について研究し、啓発の浸透に努めます。
③教養・文化活動の充実	・教育関係機関などと連携を密にし、地域の歴史や文化の掘り起こしなど地域に根ざした教養・文化活動に努めます。
④地域福祉活動の充実	・地域福祉の分野からみた地域の人権課題に対応するため、地域に密着した様々な取組を展開します。
⑤関係機関等との協力連携	・社会福祉協議会をはじめ、地区コミュニティセンターなど関係機関・団体と連携し各種事業を推進します。
⑥隣保館（人権文化センター）職員の資質向上	・部落差別問題の解決や地域の要望に応えるため、研修会への参加などを通じて、隣保館（人権文化センター）関係職員の資質の向上に努めます。

令和7（2025）年度　第１回倉吉市同和教育推進員研修会

倉吉市役所第２庁舎 302 会議室

第３章　障がいのある人の自立と社会参画の促進

（現状と課題）

令和3（2021）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の一部が改正され、これまで行政機関や公共施設のみとされていた合理的配慮の提供義務が、令和6（2024）年4月から民間企業にも義務付けられるなど、障がいのある人への権利擁護が進められています。

また、同年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアが必要な児童に対して、保護者等の意思を最大限に尊重しながら、適切な教育支援や福祉的支援を行うことが制度的に位置付けられました。これにより、教育現場等において医療的ケア児への適切な対応が求められるようになりました。さらに、令和4（2022）年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）が改正され、精神障がいのある人の権利擁護が法的に明確化されるとともに、本人のニーズに応じた支援体制の整備を通じて、地域生活支援の充実が図られることとなりました。

近年では、障がい者支援のデジタル化や職場環境の改善、災害対応力の強化などが重点施策として挙げられており、障がい福祉人材の確保やICT[8]技術の導入による支援の質の向上が図られています。また、障がいのある人の雇用に関しては法定雇用率の引き上げや職場での定着支援が進められており、企業の取組も多様化しています。

鳥取県では、平成25（2013）年10月に施行された全国発の「鳥取県手話言語条例」により、手話が独自の言語として位置付けられました。また、平成29（2017）年に施行された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）に基づき、障がいへの理解と配慮を広げる「あいサポート運動」を中心に、情報アクセスの保障や災害時の支援など、一人ひとりが支え合う仕組みづくりが進められています。

本市では、令和6（2024）年3月に令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までの「倉吉市障がい者プラン」を策定し、障がい福祉に関する施策を推進しています。このプランは、平成25（2013）年に制定された「障害者差別解消法」や令和元（2019）年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正、さらに令和4（2022）年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）等の障がいのある人の権利と社会参加を支える法制度に沿って策定し、地域に根ざした支援体制の構築を目指しています。

法整備や施策の充実が進む一方で、「人権・同和意識調査」では、働く機会の確保と職場環境の整備が障がいのある人にとって特に課題であることがことが示されました。加えて、地域住民との交流やスポーツ・文化活動への参加についても支援が求められており、社会的なつながりの形成が重要視されています。

---

[8]ICT:情報通信技術の略

また、障がいのある人の人権について「差別や偏見がある」と答えた人は32.9%と、令和元年度の 39.7%から 6.8 ポイント減少し、意識の向上が見られる一方で、生活上の不便や就労・教育・入居拒否などの問題があると答えた人は 33.0%にのぼり、依然として多くの社会的障壁が存在していることから、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進する必要があります。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問 11　障がいのある人の人権について現在の状況をどのように考えていますか。

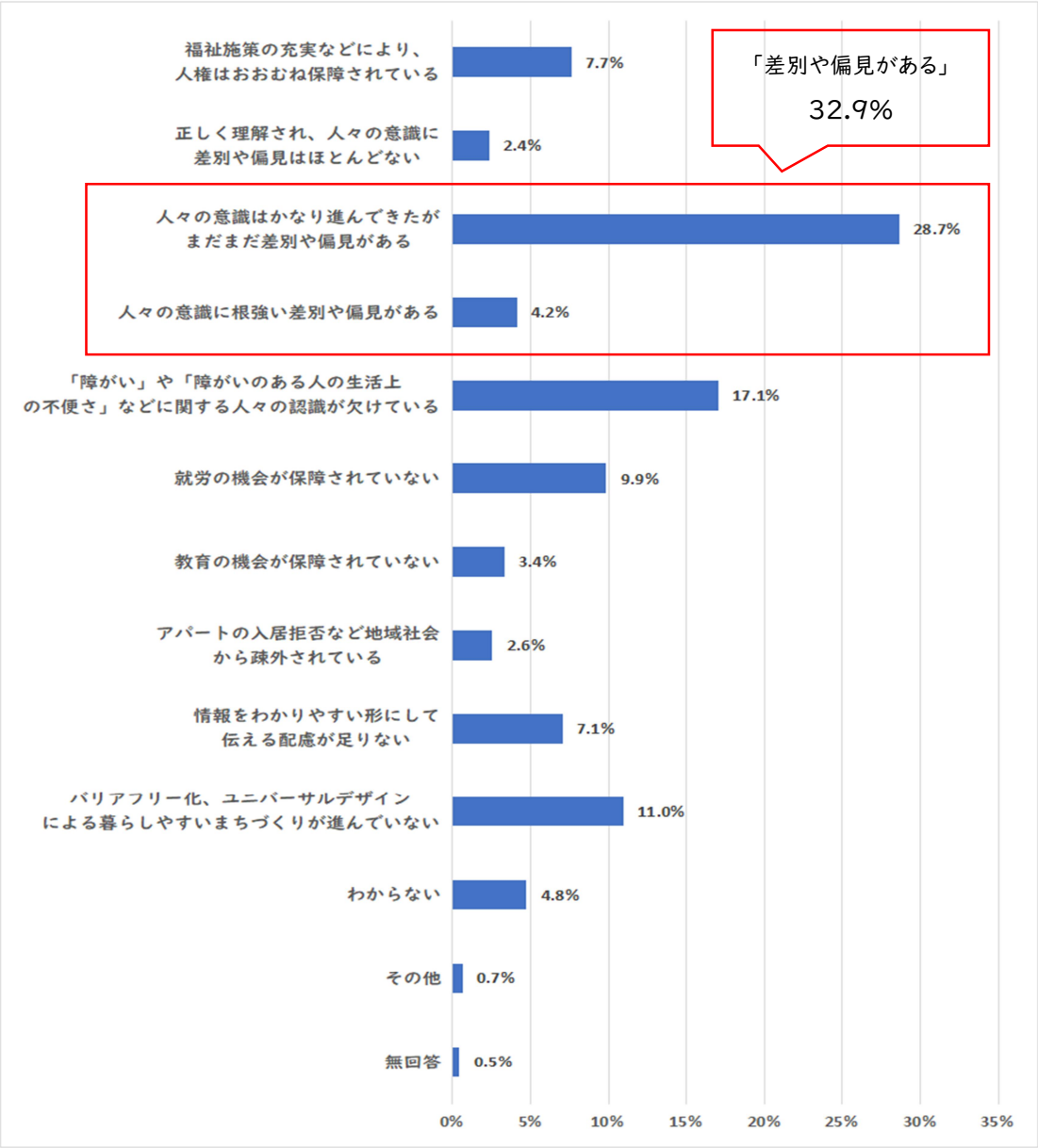

第１節　人権啓発・教育の推進

障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会の実現に向けて、障がいのある人の立場にたった人権啓発・教育を推進します。学校教育では、障がいのある人に理解を深める授業を継続し、体験活動や地域の障がいのある人との交流を通じて、障がいに関する正しい理解と共感を育みます。また、発達障がいを含む多様な障がい特性に応じた教育的支援を充実させ、就学前教育から高等学校までの切れ目のない支援体制の構築を目指します。

地域社会においては、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と障がいのある人への「合理的配慮」の実践を通じて、社会参加の拡充につながるよう障がいのある人の立場にたった啓発活動を推進します。

（取組の推進）

①啓発及び教育の推進	・学校教育では、特別支援学級と通常学級の交流や倉吉養護学校との居住地交流等、連携した取組を実施します。 ・合理的配慮の必要性など障がいのある人への人権尊重を促すわかりやすい市民啓発を行います。
②合理的配慮や必要な支援体制の充実	・手話通訳、要約筆記などの実施団体と連携した必要かつ合理的な配慮の提供や必要な支援体制の充実により障がいのある人の社会活動参加を促進します。 ・保育・教育現場においては、ニーズに応じて、学びのために必要な合理的配慮を適切に行います。 （１）個々のニーズに応じた教育（保育）を推進する。 （２）保育・教育現場のバリアフリー化を推進する。 （３）特別支援教育（保育）の支援整備の充実を図る。

第２節　障がいのある人に対する差別禁止と人権侵害からの救済

改正障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の徹底を推進し、行政・教育・企業・地域が連携して障がいのある人の権利擁護を目指します。また、差別や偏見の実態把握と相談体制の整備を推進し、安心して声を上げられる環境づくりを目指します。

（取組の推進）

①差別解消の推進	・「改正障害者差別解消法」及び「倉吉市市長部局、議会事務局及び各種委員（会）事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、関係団体や機関と連携しながら、効果的な広報・啓発活動を行うなど、障がいのある人の視点で差別の解消に向けて取り組んでいきます。 ・「人権・同和意識調査」を定期的に行い、差別や偏見の実態を把握し、取組の実効性を確保します。
②相談体制の充実	・基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援事業者や団体等と連携し、障がいのある人等からの相談に対して、必要な情報の提供や専門的な指導・助言などの支援を行います。
③虐待の早期発見と虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者への支援	・倉吉市障がい者虐待防止センターの設置や関係福祉団体との連携による虐待の早期発見・未然防止に取り組みます。 また、障がい特性に応じた適切な意思決定支援に努めます。

第3節 環境整備と就労の確保

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関との連携による就労支援を推進し、行政として積極的な雇用や物品調達、多様な就労の場の確保を目指します。

また、情報バリアフリー化の推進と災害時の避難体制整備を促進し、障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

（取組の推進）

①就労の確保	・障害者就業・生活支援センターやハローワーク、支援団体と連携し、相談・支援を実施し就労支援を行います。 ・障害者優先調達推進法に基づく、障がい者就労施設等の物品調達に努めるなど、工賃の水準が向上するよう支援します。
②安全・快適に暮らせる環境整備	・必要な情報が適切に伝わるよう障がいの特性に応じた情報提供を行うとともに、要支援者の避難体制整備を促進し、地域防災体制の構築に努めます。 ・安心して生活できる住宅の確保や、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン[9]化を推進し、障がいのある人の社会参加を促進します。

[9]ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢などの違いに関わらず、全ての人が利用しやすいデザイン

第４節　保健・医療・福祉の充実

障がいのある人の健康と生活を支えるため、保健・医療・福祉の連携強化による切れ目のない支援体制の整備を推進し、本人・家族に寄り添った支援の実現を目指します。また、多様化するニーズに対応するため、障がい福祉サービスの量的・質的な充実を進め、自らの選択と決定に基づくサービス利用支援や相談窓口の整備を通じて、総合的な生活支援体制の構築を目指します。

（取組の推進）

①保健医療の充実	・医療機関やサービス事業者と連携し、適切な保健・医療サービスを提供します。 ・必要な医療サービスが受けられるよう、通院支援や福祉用具の普及・利用支援等により負担軽減を図ります。
②福祉サービスの充実	・障がい者地域生活支援センターをはじめとした福祉事業所と連携し、障がい特性等に配慮した適切なサービスの提供を実施します。

令和6（2024）年度　人権問題講演会
はばたき人権文化センター

第４章　男女共同参画社会の実現

（現状と課題）

本市の人権施策の一つに定められた「男女の人権が尊重される社会の実現」については、国際的な潮流や国・県の動向を受け、より重点的かつ具体的に施策を展開すべき目標として発展し、男女共同参画推進社会の実現を目指すため「くらよし男女共同参画プラン」が平成9（1997）年に策定されました。平成 15（2003）年には「倉吉市男女共同参画都市宣言」、翌平成 16（2004）年には「倉吉市男女共同参画推進条例」が制定され、男女平等の重要性が広く認識されるようになり、市民の男女共同参画への意識も着実に高まっています。

「倉吉市民意識調査」では、性別による役割分担を否定する人が 85.5%に達し、意識の変化が進んでいることが明らかになりました。一方で、職場や政治などの分野において「男女は平等ではない」と感じる市民が依然として多く、行動面での課題が残されています。特に女性は家事・育児・介護の負担が大きく、仕事との両立に悩むケースが多く、「倉吉市民意識調査」では、子育てと仕事の両立が「しやすい」と感じる人は 44.1%にとどまっており、職場環境の整備や柔軟な働き方の推進が求められています。

また、理数工系への進路選択における性別の固定観念や、農業・科学技術分野等での女性参画の遅れも課題となっているとともに、地域活動への女性の参加率も低く、自治運営の男性偏重の傾向が続いています。

加えて、「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、過去5年間に DV を受けたことがあると回答した市民が 1.9%、言葉やインターネット上を含む性暴力を受けたことがあると回答した市民が 10.3%に上るなど、安心して暮らせる環境づくりの重要性も浮き彫りになりました。SNS 上の性暴力の増加や若年層への影響も深刻であり、教育や相談支援体制の強化が急務となっています。

令和7（2025）年度　倉吉市民意識調査

問 40　男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方をどのように思いますか。

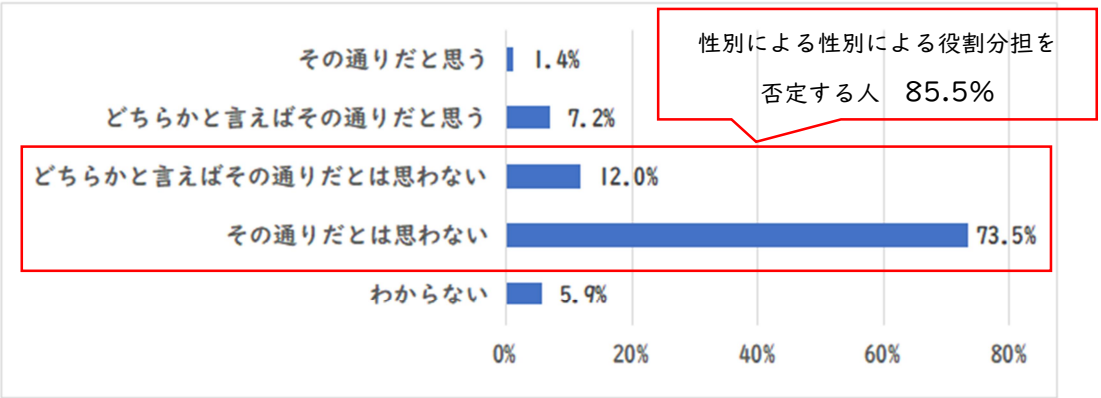

令和6（2024）年度　倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査

問 17 あなたはこれまでに、性暴力（同意のない・対等でない・強要された性的行為）を受けたことがありますか

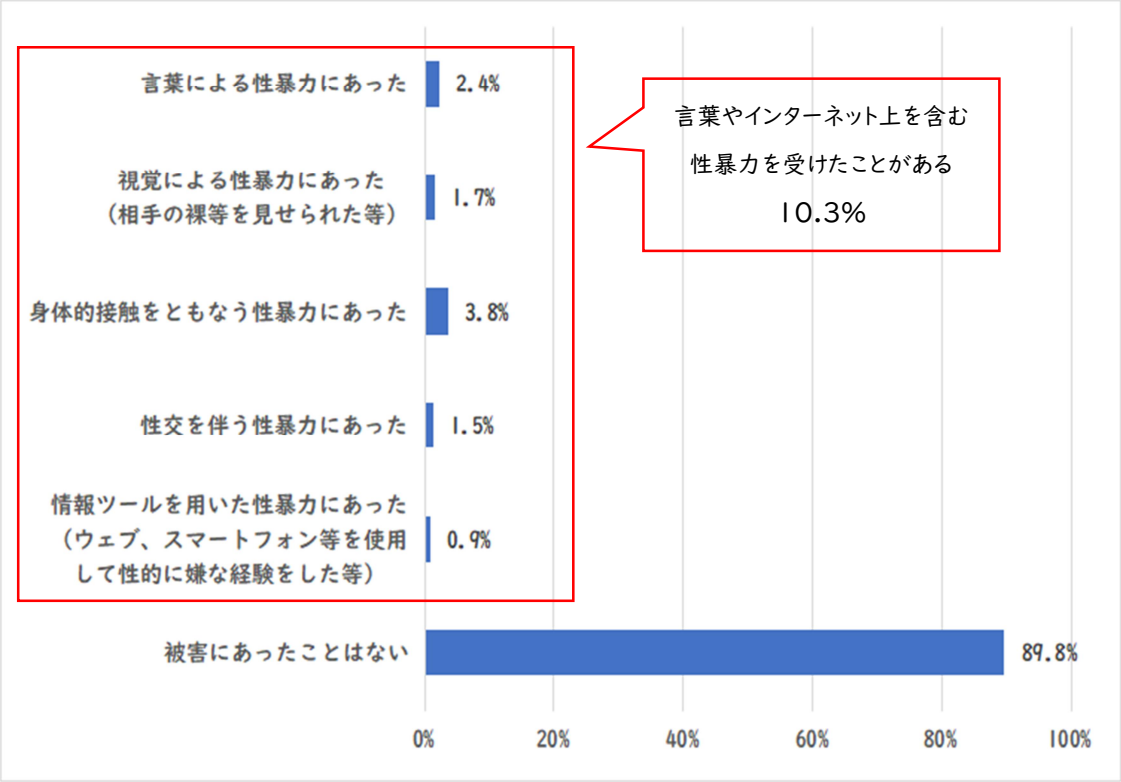

第１節　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、互いに認め合いながら活躍できる社会の実現を目指します。また、教育・地域・職場などあらゆる場面での理解促進と啓発活動の充実を図り、固定的な性別役割分担意識の解消を推進します。

（取組の推進）

①あらゆる機会を通じた男女共同参画の意識づくり	・男女共同参画推進月間におけるフォーラムや、身近な課題をテーマにした講座等の開催により、あらゆる世代に向けて男女共同参画の意義について広く啓発します。 ・市報、公式ウェブサイト、SNS 等多様な媒体を活用し情報提供及び啓発を行います。

（取組の推進）

②あらゆる場面における男女共同参画意識の浸透	・学校、職場、家庭、地域において、あらゆる学習機会を活用して男女平等意識が浸透する啓発を行います。 ・保育士や教職員を対象とした研修の開催や情報提供を行います。 ・雇用主や事業主を対象とした研修会等の実施を促進します。
③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	・「男女共同参画意識調査」を実施し、男女平等意識の実態把握を行います。 ・国、県の情報を収集し、市民に情報提供を行います。

第２節　仕事と生活の調和と多様な生き方ができる環境づくり

関係機関と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進し、誰もが自分らしく働き、暮らせる社会の実現を目指します。また、働き方の見直しや柔軟な制度の導入、家庭や地域との両立を支える支援体制の充実を図ります。

（取組の推進）

①仕事と家庭の両立支援	・県と連携し、男女共同参画推進企業[10]の認定を促進します。 ・育児・介護に関する行政サービスを周知・提供します。
②働き方の見直しと就業環境の充実	・関係機関と連携し、企業に対して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）等の普及啓発や、育児・介護制度の整備、ハラスメント防止、女性の就業支援に関する啓発・情報提供を行います。
③男性の立場における男女共同参画の推進	・男性を対象とした講座等の開催により、男性の立場から男女共同参画の意義を理解するための啓発を行います。 ・家事、育児への男性の参画を促すための事業を実施します。

[10]男女共同参画推進企業：仕事と家庭の両立支援、ハラスメント防止、性別にとらわれない能力の活用などを通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業

第３節　女性が活躍できる環境づくり

女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進し、性別にかかわらず公平な機会が保障される社会の実現を目指します。また、職場や地域における意識改革と支援体制の充実を図り、ライフステージに応じた柔軟な働き方やさまざまな場面・分野における女性の参画を促進します。

（取組の推進）

①政策・方針決定過程への女性の参画推進	・審議会や管理職の女性登用を積極的に進め、参画率について定期的に公表します。 ・企業における一般事業主行動計画の策定と推進を支援します。
②様々な分野への女性の参画	・女性人材登録制度の登録と活用に取り組みます。 ・関係機関と連携し、リーダー育成の機会を創出します。 ・地域活動等への女性の参画の必要性について啓発を行います。 ・防災体制に男女共同参画の視点を取り込みます。
③農商工業等における女性の地位の確立	・家族経営協定の普及促進を図ります。 ・女性の起業を支援します。

第４節　男女がともに安心して暮らせるまちづくり

ＤＶや各種ハラスメント、性犯罪等を防止するとともに、だれもが健康でいききとした生活を送ることができるよう健康増進対策を推進します。

また、困難を抱えても安心して生活できるよう各種支援制度の充実を図ります。

（取組の推進）

①女性等に対するあらゆる暴力の根絶	・相談窓口の周知と対応の強化及びハラスメント等防止に向けた啓発や教育を行います。 ・訪問や面談等を通じて虐待等の早期発見・予防に努めます。
②生涯を通じた女性の健康支援	・検診の受診率向上に向け、市報等での啓発を行います。 ・妊娠、出産期、更年期などライフステージに応じた健康支援を行います。
③困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備	・自立促進のための相談支援を行います。 ・各種助成事業や給付金制度の周知、活用により経済的自立の促進を図ります。

第５章　外国にルーツを持つ人の人権尊重

（現状と課題）

令和６（2024）年６月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の改正が行われ、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が新たに整備されました。また、特定技能制度[11]の拡充により、より多様な分野での外国人受け入れが可能となり、外国人労働者の定住がさらに進むことが予想されます。

加えて、日本で働く外国人の増加に伴い、外国にルーツのあるこどもたちも増加傾向にあります。文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」によると、公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は全国で 69,123 人で、この数は年々増加しており、学習活動への参加やコミュニケーションに支障が生じ、進学に影響している状況が示されています。

さらに、国内では近年、特定の国籍や民族に対する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題として注目されています。平成 28（2016）年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、法務省や地方自治体による啓発活動が進められていますが、SNS などインターネット上では依然として差別的な発言が見受けられます。

本市においても、外国籍の住民の数は着実に増加しており、令和7（2025）年9月末時点では 450 人に達し、地域における多文化共生の推進は、今後ますます重要な課題となっています。これまで、他団体と連携し、国際交流イベントや日本語教室の開催、外国語による生活情報の発信などを通じて、外国にルーツを持つ人[12]が安心して暮らせる環境づくりに取り組んできました。

しかし、「人権・同和意識調査」によると、外国人に対する差別的な言動を見聞きしたと答えた市民は 6.4%に上り、令和元年度の 3.3%から増加しています。これは、偏見や差別が依然として地域に存在することを示していることから、単なる労働力としての受け入れではなく、同じ地域に暮らす住民として尊重し、互いの文化や価値観を認め合おうとする一人ひとりの姿勢が不可欠です。

教育、医療、行政サービスなど、生活のあらゆる場面での多言語対応や文化的配慮を進めるとともに、市民全体の人権意識の向上を図り、差別や偏見のない共生社会の実現を目指す必要があります。

---

[11]特定技能制度：深刻な人手不足が生じている特定の産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるために創設された在留資格制度

[12]外国にルーツを持つ人：外国籍の人や、日本国籍を有していても外国に出自や文化的背景を持つ人

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問４-①-⑦　外国にルーツを持つ人に対する差別的な言動しぐさ、落書きどを直接見聞きしたことがありますか。

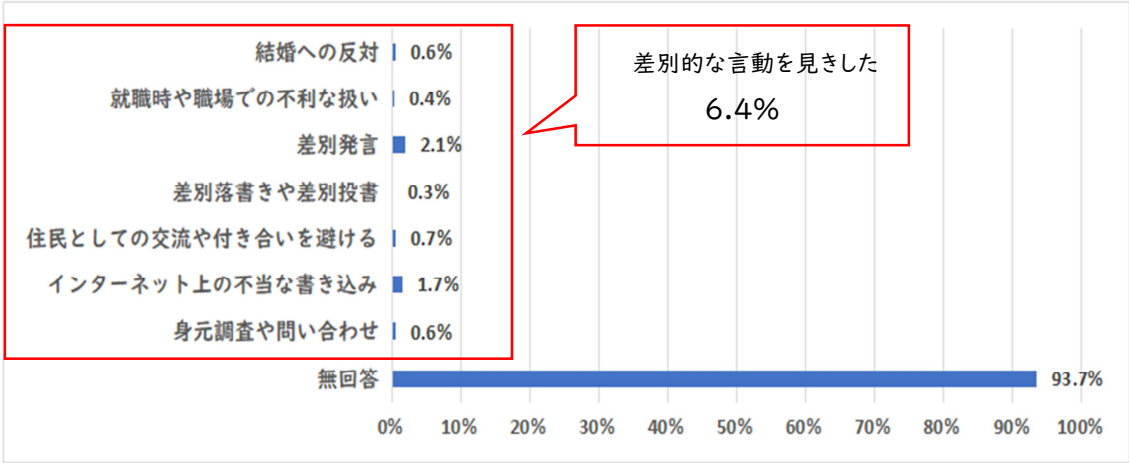

第１節　人権啓発・教育の推進

外国にルーツを持つ人々の人権尊重に向けて、市民一人ひとりの人権意識の向上を推進し、互いを尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

また、学校や地域団体と連携し、当事者の声に触れる学びの機会の充実により、共生理解の促進を図ります。

（取組の推進）

①啓発活動の充実	・国籍や民族、言語、文化、習慣等の違いによる差別を解消するため講演会や町内学習会等での啓発を行います。 ・市報や公式ウェブサイト等を通じて情報提供及び啓発を行います。
②学校教育における国際理解の推進	・児童生徒及び保護者に対する国際理解を促進するための学習の場を提供します。

第２節　外国にルーツを持つこどもの教育推進

複数の言語や文化が混在する環境下で生活するこどもの状況を地域や学校現場において十分に理解し接することができるよう人権感覚を高めるとともに、学校等における多文化教育・支援を推進します。

（取組の推進）

①就学前教育（保育）・学校教育の充実	・職員は国際理解教育への理解を深め、言語の違いによる学びの困難さを解消する為の必要な支援を実施するとともに、心理的ケアや進路相談などを行います。 ・家庭と学校の連携を深め、保護者への情報提供や相談支援を行います。
②啓発の推進	・異文化交流事業などを通じ、こどもたちの人権感覚を高める場を提供します。

第３節　外国にルーツを持つ人の人権擁護の確立

相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、日本語教室等の事業を通じて、困難を抱える外国にルーツを持つ人が安心して相談できる体制づくりを進めます。

差別事象に対しては、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行い、外国にルーツを持つ人の人権擁護の確立を推進します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・公益財団法人鳥取県国際交流財団、民間支援団体との連携による相談体制の充実を図ります。
②情報提供の充実	・公的サービスの情報や災害情報等必要な情報が届くよう関係機関と連携した多言語等による情報提供の充実に努めます。
③外国にルーツを持つ人に対する支援の充実	・日本語教室による言語支援を実施します。 ・企業等と連携し、外国にルーツを持つ労働者の権利保護を推進します。

第４節　社会参画の推進

外国にルーツを持つ人が地域社会の一員として積極的に関われるよう、文化的背景への配慮を通じて、日常生活におけるアクセスの平等と、地域づくりへの参加を促進し、共に暮らす社会の形成を目指します。

（取組の推進）

①福祉事業等の情報提供と参加促進	・行政・関係支援機関において積極的な情報提供を行うとともに、多文化共生の実現を目指す取組を推進し、社会参画の拡大に努めます。

第６章　こどもの人権尊重

（現状と課題）

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、日本でも平成6（1994）年に批准され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの基本理念のもと、こどもの尊厳と権利を守ることが国際的に位置づけられています。

令和2（2020）年の民法改正では、親権者による懲戒権[13]が削除され、こどもへの暴力を容認しない法制度が整備されました。これに加え、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の改正により親権者による体罰の禁止が明記されました。

令和4（2022）年には「こども基本法」が成立し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための法的枠組みが整備されました。この法律では、こどもの意見を政策に反映する仕組みや、こども中心の社会づくりを目指す理念が掲げられ、こどもを取り巻く法整備は着実に進展しています。

一方で、児童虐待については全国的に相談件数が増加傾向にあり、厚生労働省の報告によると、令和5（2023）年度には全国の児童相談所が対応した件数が 225,509 件に達し、過去最多を更新しました。心理的虐待が最も多く、全体の約６割を占めており、面前ＤＶや暴言などが主な内容となっています。鳥取県における対応件数は 213 件であり、そのうち本市の対応件数は 50 件と、多子世帯において面前ＤＶが目立ったことを一因として県内でも多い状況にあります。令和6(2024）年度は対応件数が 19 件と減少しましたが、こどもたちの変化に気づき、支援につなげる行動への理解促進と、子育て家庭が孤立することなく、安心してこどもを育てられる環境づくりの両面から、継続的な支援が求められます。

いじめについては、平成 25（2013）年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、「倉吉市青少年問題対策協議会等条例」を制定するとともに「倉吉市いじめ防止基本方針」を策定し、関係機関と連携しながら校内外でのいじめ防止に取り組んでおり、「いじめはいけない」という意識は、小中学生の間で例年９割以上と高い水準を維持しています。

また、不登校児童生徒の割合は依然として高く、令和6(2024）年度には小学校で 3.21%、中学校で 10.58%と、近年、増加傾向で推移しており、小中学校とも全国平均を上回っています。

不登校は本市における喫緊の課題であり、倉吉市小中学校「不登校対策４つの柱」に則り、未然防止と早期支援のための学校体制づくり、家庭への支援、相談体制の整備が進んでいます。

こどもの人権を守るためには、法制度の整備だけでなく、地域社会全体でこどもを支える意識の醸成が不可欠です。こども自身が権利の主体であることを理解し、自らの声を発信できる環境づくりを進めていくことが、今後の重要な課題となっています。

---

[13]懲戒権：しつけなどを理由に、親権者がこどもに対して必要と認められる範囲で制裁や指導を行うことができるとされた法的権限

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問 18　子どもの人権を尊重するためには、どのようなところに問題があると思いますか。

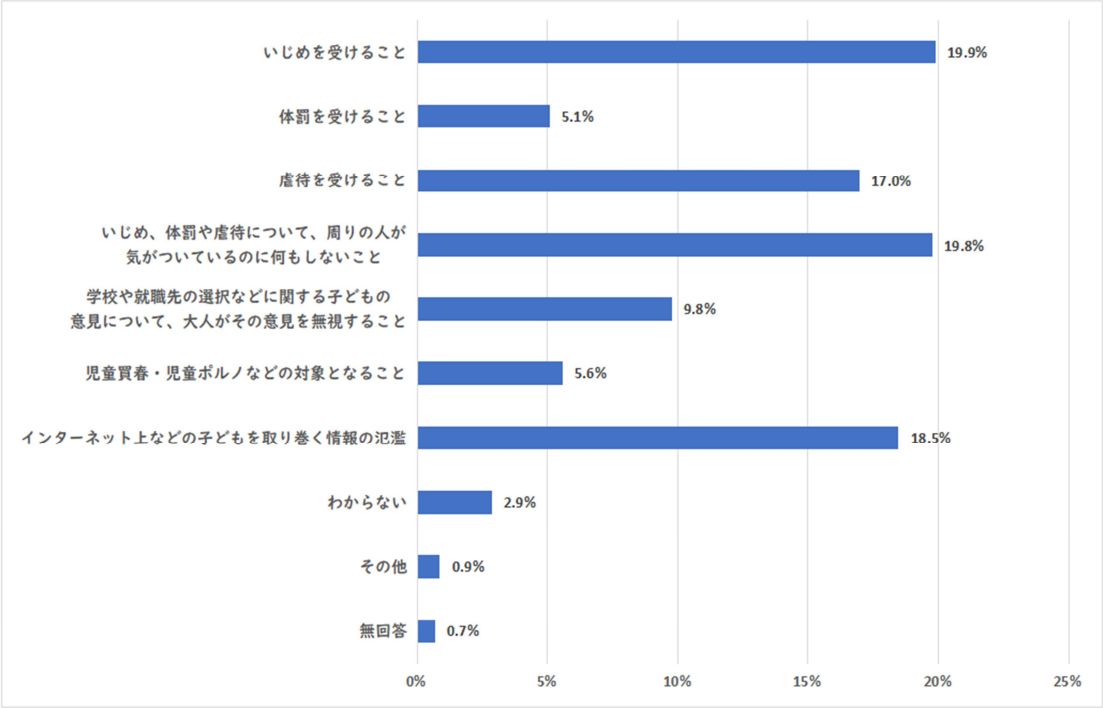

令和7（2025）年度　倉吉市こどもの意見を聞くためのアンケート調査

（調査対象：市内に住む小学５年生から中学３年生までの児童生徒）

問 13 すべてのこどもには「意見を表すことができる権利」があることを知っていますか。

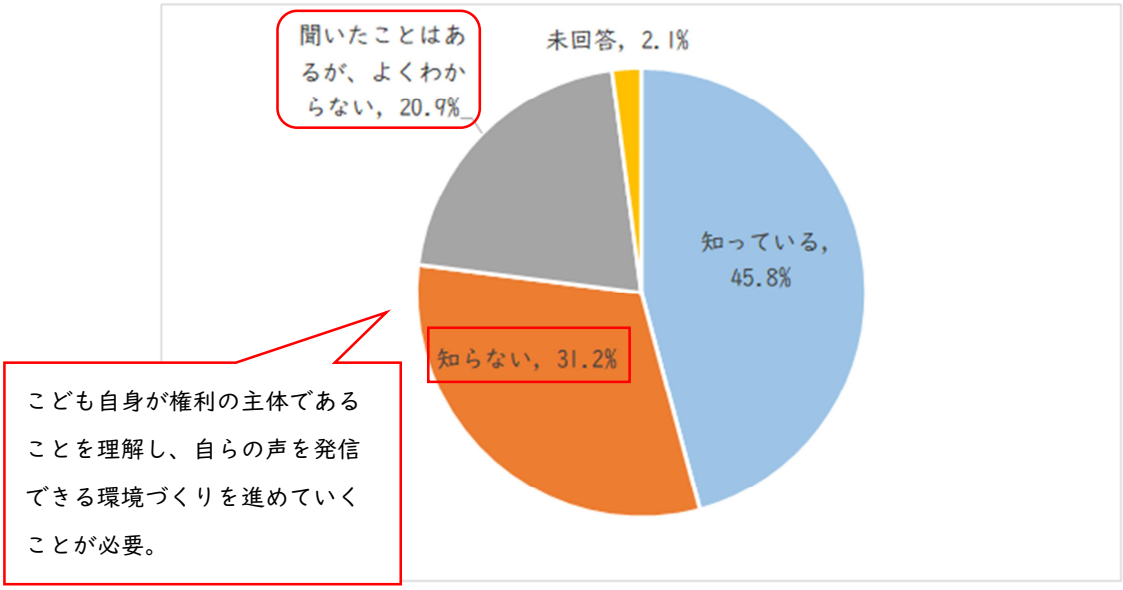

第１節　こどもの人権啓発・教育の推進

「こども基本法」の理念を踏まえ、こどもが権利の主体であることを地域全体で共有し、学校や地域活動の場において、こどもが安心して意見を述べられる環境づくりを推進します。こどもが本来持っている権利について学び、自分事として捉え、さらに日常の中で活かしていくために、こどもにとって身近な場所（認定こども園・保育園・学校・児童館など）で、こどもにわかりやすい権利教育を進めます。

また、不登校対策として、未然防止と早期支援を柱に、学校・家庭・地域が連携した支援体制の充実を目指すとともに、個々のこどもの状況に応じた柔軟な学びの場の提供と教育相談の一層の充実を図り、将来に向けて、こどもが自分らしく学び、成長できる環境づくりを進めます。

（取組の推進）

①こどもの人権に関する啓発	・児童虐待、いじめ、不登校等のこどもをとりまく人権課題の解決や未然防止に向けて、講演会の開催や、大人を対象とした学習会を実施します。 ・保育所や学校等において、こどもの権利をはじめ、様々な人権について学習する機会を提供します。
②人権・同和教育（保育）の推進	・保育士・保育教諭・教職員を対象とした職員研修を実施します。 ・保育、教育現場において、年齢や発達段階に応じた人権教育を実施します。 ・安心して過ごせる環境の整備等不登校対策の実践による未然防止、早期改善に努めます。 ・地域と連携した啓発活動や交流の機会を通じて、こどもを中心とした人権意識の醸成を地域ぐるみで育みます。

第２節　こどもの人権擁護の確立

子育て支援サービスの充実や相談支援を通じて、虐待や差別などの人権侵害からこどもを守る体制の整備を図るとともに、こどもが安心して自分らしく成長できる社会の実現を目指します。

また、地域ぐるみでこどもの日常的な様子に目を向け、学校内外における安全で安心できる居場所づくりを促進します。

（取組の推進）

①こどもの人権尊重、保護の推進	・こどもの権利条約の４つの基本理念に基づき、こどもや子育てへの支援を行います。 ・人権教育主任等の指導力向上と相談対応の充実を図ります。
②児童虐待の防止対策の充実	・児童福祉機関及び倉吉市要保護児童対策地域協議会、こども家庭センターの取組による児童虐待の防止を図ります。 ・育児支援や孤立防止のための相談事業や訪問支援、親支援講座等を実施します。 ・家庭、地域と連携し、虐待未然防止やこどもの意見を聞く取組を実施します。
③いじめの防止対策の充実（いじめの防止、いじめへの対応について）	・学校教育における人権学習の充実を図るとともに、インターネットを正しく理解し使用する学習を実践します。 ・児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、教職員の人権意識を高め、適切な対応に努めます。
④こどもの健全育成事業の充実	・鳥取県青少年健全育成条例及び倉吉市青少年問題対策協議会等条例などに基づき関係機関と連携し児童生徒の健全育成を推進します。
⑤保護者、地域、関係機関の連携	・関係機関と連携し、児童生徒及び保護者の相談支援体制の充実を図るとともに、地域ぐるみでの子育てを支援します。 ・関係機関連携のもと貧困家庭に対する支援を実施し、行政サービス、福祉事業に繋ぎます。

第７章　高齢者の社会参加の促進と人権尊重

（現状と課題）

令和7（2025）年９月末における本市の高齢化率は 35.8%であり、鳥取県の 33.7%を上回っています。高齢化に加え、核家族化や単身世帯の増加により、生活面の困りごとや相談が増加し、支援を必要とする高齢者も増えています。こうした状況を踏まえ、本市では、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や民生・児童委員、地域包括支援センターとの連携を通じて、地域全体で支える生活支援の体制づくりに努めてきました。また、高齢期の生活に合わせて、健康教室や健康相談、検診、保健指導などを実施し、生活習慣病やフレイル予防[14]に関する健康教育・啓発にも力を入れています。その結果、要介護（支援）認定者数と認定率は横ばいで推移しています。しかし、65 歳以上の要介護・要支援認定者のうち、認知症の人の割合は令和5（2023）年３月末現在で 66.5%と増加傾向にあり、今後もさらなる対応が求められます。

また、近年、全国的に養護者や施設従事者による高齢者への虐待報告件数は増加しており、高齢者を狙った特殊詐欺も深刻な社会問題になっています。本市においても、消費者被害報告が後を絶ちません。

本市では、高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らせるよう、さまざまな活動への参加機会の提供を行っていますが、役員等の担い手不足や定年延長の影響により、活動規模は縮小傾向にあります。「倉吉市民意識調査」によれば、地域活動に参加している高齢者の割合は例年３割に満たない状況です。

加えて、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護・財政面への負担が急増しています。介護者の負担や介護離職、認知症への対応、老後資金への不安など、多岐にわたる課題が顕在化しています。

以上のことから、健康寿命延伸に向けた介護予防の充実や早期対応、そして高齢者が活躍できる場づくりと地域参加の促進が今後ますます重要となっています。

令和7（2025）年度　倉吉市民意識調査

問４　65 歳以上の方にお伺いします。あなたは、地域において何か活動（老人クラブ、公民館活動、趣味のサークル等）をしていますか。

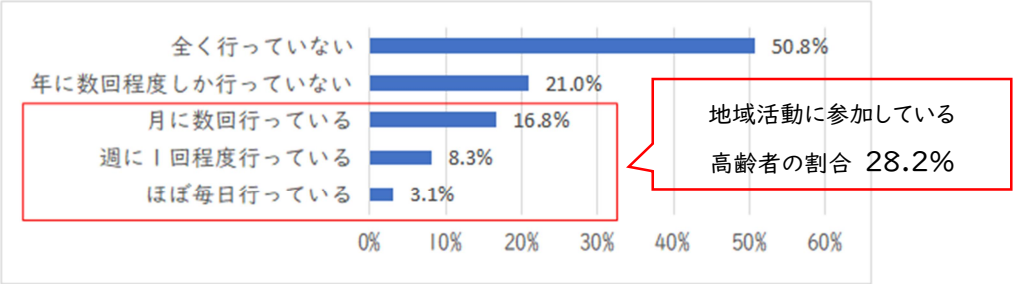

[14]フレイル予防：加齢に伴う心身の活力の低下を早期に発見し、健康状態の維持・改善を図る取り組み

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問 19 高齢者の人権を尊重するためには、どのようなところに問題があると思いますか。

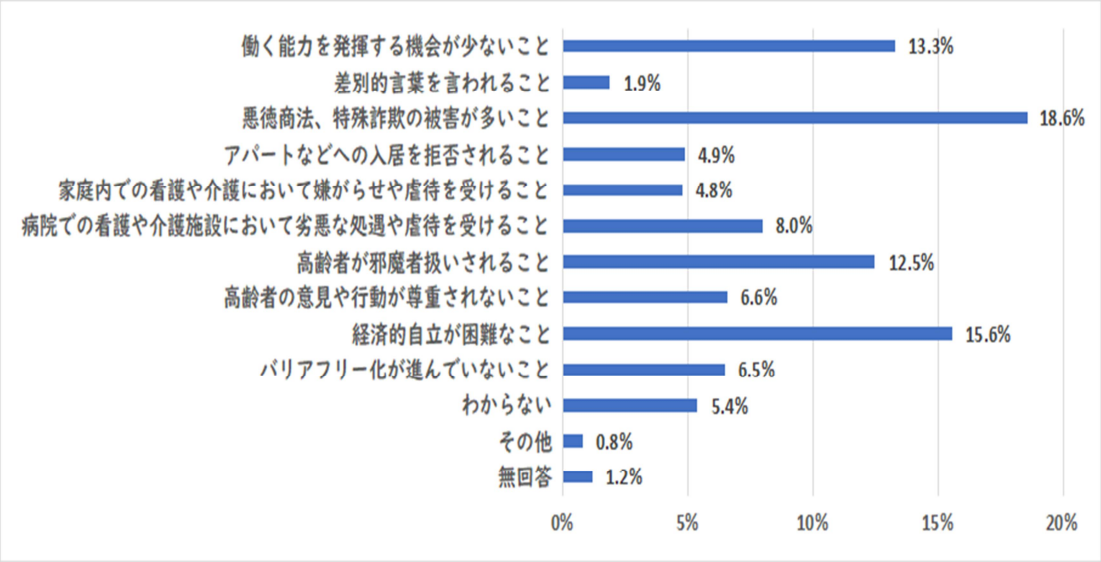

第１節　人権啓発・教育の推進

高齢者の人権に対する理解を深め、すべての世代が尊重し合える社会を築くために、教育と啓発活動を継続的に推進します。

（取組の推進）

①啓発の推進	・認知症の正しい知識と理解を深める啓発を行います。 ・高齢者への尊敬や大切にする心を育てるため、高齢者の知識と経験に触れる交流事業を開催します。 ・高齢者虐待防止条例に基づき関係機関と連携した虐待防止や消費者被害防止に係る啓発を行い、被害の発生を抑制します。
②生涯学習の推進	・高齢者の生涯学習の場を提供・支援します。

第２節　高齢者の人権擁護の確立

高齢者が安心して暮らせるよう、権利侵害の防止と救済体制を強化し、尊厳ある生活を支える体制づくりを推進します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・地域包括支援センター、倉吉市社会福祉協議会等と連携し、包括的な相談対応を行い、必要な支援に繋げていきます。
②認知症との共生の推進	・認知症があっても尊厳を保ちながら希望を持って自分らしく生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができる共生の仕組みづくりを進めます。
③権利擁護の推進	・判断能力が不十分な高齢者の権利を守るため成年後見制度の啓発や利用促進の取組の充実を図ります。 ・虐待の未然防止に繋がる養護者支援の取組を強化するとともに、市民、支援機関、事業者を対象とした研修等の実施により、虐待防止を図ります。

第３節　社会参画の推進

高齢者が年齢に関係なく、意欲と能力を活かして地域社会に参画できる環境整備を推進するとともに、生きがいのある活動を通じて、心身の健康を保ち、孤立を防ぎ、地域とのつながりを深める取組を推進します。

（取組の推進）

①高齢者の生きがいづくりの推進	・シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業機会の確保に努めます。 ・老人クラブ活動を支援するほか、生活支援コーディネーターを中心にサロン[15]等の地域活動やコミュニティセンター等での活動を支援し、生きがい、健康づくりを促進し、仲間づくりと自己実現の機会を広げます。
②高齢者の保健事業と介護予防の推進	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるよう取り組みます。 ・地域包括支援センターや医療専門職等と連携し介護予防を促進します。 ・介護予防教室、なごもう会等のほか、サロン等の通いの場を通じて、生活習慣病等の予防や介護予防についての健康教育や普及啓発の機会拡充に取り組みます。
③公共施設などのバリアフリー化の推進	・安心して生活できる住宅の確保や、公共施設・交通機関等のバリアフリー化を推進します。

[15]サロン：高齢者の孤立防止や健康維持などを目的に、交流や活動を通じてつながりを深める場

第８章　病気にかかわる人の人権尊重

（現状と課題）

ハンセン病については、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、平成 21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。現在では治療法が確立され、感染力も極めて弱いことが知られていますが、患者及び元患者の名誉回復を図るためには、過去の隔離政策や「無らい県運動」などの歴史的背景を学び、正しい知識を得ることが不可欠です。

令和7（2025）年3月の厚生労働省「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」において、「感染しても発症に至ることがまれな病気であると思う」と答えた人は 14.6%に過ぎず、「ややそう思う」の 17.4%と合計して正答方向で回答した割合は 32.0%であり、医学的知識について正答できるほどの浸透度は得られていないことが示されました。また、「明治後期以降、ハンセン病患者を強制的に収容する強制隔離政策が行われたこと」について、「知っている」「少し知っている」の合計が 50.9%に留まっていました。さらに、ハンセン病元患者（回復者）・家族に対する偏見差別による被害事例の問いにおいては、「近隣や地域の人々から差別や排除行為を受けること」が 29.6%と高い一方で、「知っているものはない」と回答した人が 54.9%と最も多い結果となっていることから、ハンセン病問題の認知度が十分でないことがうかがえます。

HIV感染症についても、治療技術の進歩により、早期発見と適切な治療によってエイズの発症を防ぎ、他者への感染リスクも大幅に低下していますが、これらの正確な情報が十分に理解されていない結果として、同性愛者への差別や偏見が今なお存在しています。

令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大の初期から、感染者や医療従事者、ワクチン未接種者などに対する誹謗中傷や差別的言動が問題となりました。特にインターネット上の SNS では、感染者やその家族に対する攻撃的な言動が見られました。本市では同年に「新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権尊重宣言」を行い、感染者や感染症対策にあたる全ての人々への差別や偏見を許さないというメッセージを発信してきました。

難病とは、発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していないため、長期にわたる療養を必要とする疾病です。その特性も様々で個人差があるため、外見からは病気と分かる場合もあれば、健康な人と見分けがつかない場合もあります。そのため、病気に対する無理解や偏見から、日常生活において心無いことばをかけられるなどの人権問題が生じています。

このように、感染症や難病などに関する正しい知識と理解の不足は、偏見や差別を生み、人権侵害の原因となっています。「人権・同和意識調査」においても、病気にかかわる人への差別的言動を見聞きしたとの回答が一定数あることから、関係機関との連携による啓発・教育を通じて病気に関する正しい知識の普及が求められています。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問４-①-⑧ 病気にかかわる人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか。

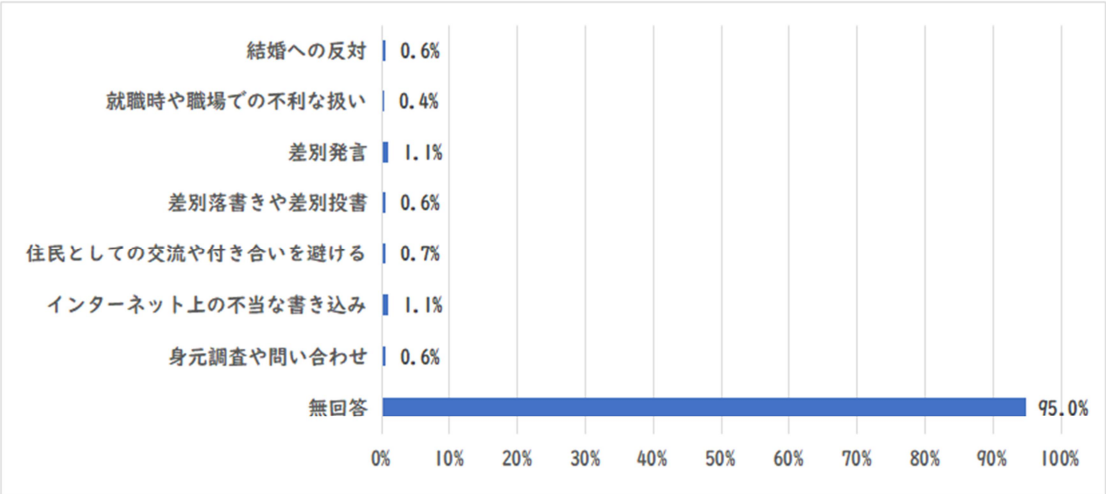

令和6（2024）年度 人権・同和問題に関する市民意識調査

問 20 あなたは、HIV 感染者やハンセン病患者・回復者等の人権を尊重するためには、どのようなところに問題があると思いますか。

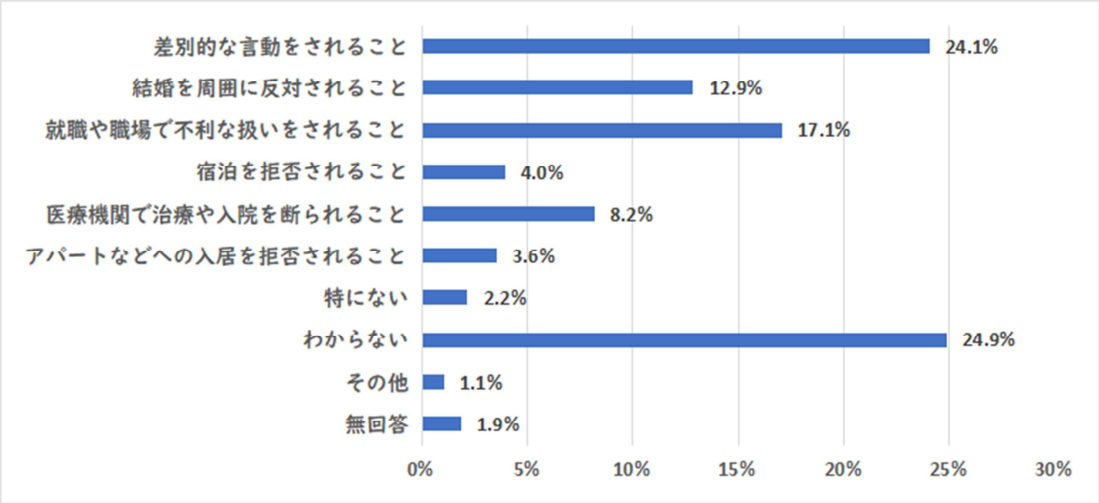

第１節　人権啓発・教育の推進

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第４条では、国民は感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならないと定められています。

誰もが病気になる可能性がある中で、感染への不安から感染者等を排除し非難・攻撃する行動が差別を生んでいます。こうした状況を改善するために、病気に関する歴史的背景や正しい知識への理解を深める人権啓発・教育の充実を推進します。

（取組の推進）

①偏見や差別の解消	・病気に関する人権学習や啓発活動により、当事者の声を届ける機会を提供します。 ・市報や公式ウェブサイト等において情報の提供や、正しい知識の普及啓発活動を行います。

第２節　人権擁護の確立

病気にかかわる人が安心して暮らし、医療やサービスが受けられる社会の実現を目指し、権利擁護体制の整備と差別防止の取組を促進します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・相談窓口を周知し、関係機関等と連携して相談対応・支援を行うとともに、差別や人権侵害に対し迅速な対応に努めます。 ・研修会等に積極的に参加し、職員は、病気に関する相談の対応力の向上を図ります。 ・医療機関や支援関係団体と連携し、病気に関する個人情報の保護を徹底します。

第９章　インターネットによる人権侵害

（現状と課題）

ICT 技術の進展により、情報の収集や発信は格段に便利になりました。一方で、匿名性から加害性を自覚しにくく、また扇動性[16]の高さから表現が過激化することを背景に誹謗中傷やプライバシーの侵害が深刻化しています。特に SNS では、個人情報の拡散や差別的な投稿が短時間で広がり、削除が困難な状況が続いています。

法務省の調査によると、令和 6（2024）年におけるインターネット上の人権侵害件数は 1,910 件と、前年から 256 件増加しており、大きな社会問題となっています。中でも、「全国部落調査」復刻版には同和地区の所在地が明示されており、身元調査や差別の助長につながるとして出版差し止め請求裁判が起こされました。この裁判では、「差別されない権利」が認められ、一部差し止めが決定されました。

本市においても、令和元（2019）年の「人権・同和意識調査」と比較すると、すべての人権課題においてインターネット上の不当な書き込みによる人権侵害が顕著となっていることから、被害に遭った際の救済制度の確立が強く求められています。

こうした背景を受け、平成 14（2002）年に施行された「プロバイダ責任制限法」は令和 6（2024）年に「情報流通プラットフォーム対処法」に改正されました。これにより、大規模プラットフォーム事業者には削除基準の策定・公表や、削除申出への迅速な対応が義務付けられました。

しかし、削除申出を行っても削除までに時間を要し、削除後も同様の情報が再び掲載されるなど、十分な抑止力とは言えません。今後は、「情報流通プラットフォーム対処法」の実効性向上や差別禁止法の整備が急務です。

また、インターネット利用の低年齢化が進む中、発達段階に応じて「加害者」にも「被害者」にもならないための教育の推進が求められています。

令和6（2024）年度
人権・同和問題に関する
市民意識調査

問４-①-①～⑪

インターネット上の差別的な書込みを直接見聞きしたことがあると答えた回答数

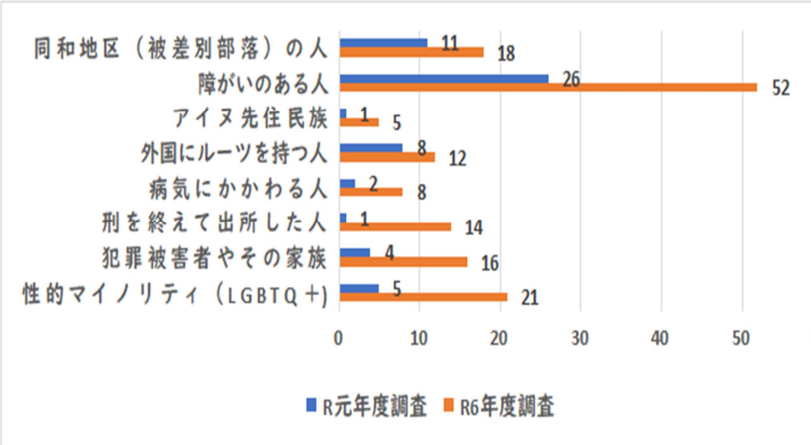

[16]扇動性：感情的・過激な情報が拡散されやすく、特定の思想や感情を煽り、他者の行動や意見に強い影響を与えようとする性質

第１節　人権啓発・教育の推進

インターネット利用に伴う人権侵害の防止を目指し、全世代に向けた人権意識の向上と情報モラル教育等の充実を推進します。

（取組の推進）

①SNS 等による人権侵害の解消に向けた教育啓発	・学校教育において、インターネットの特性と情報発信の責任を理解し、他者を尊重する態度を育むことができるよう発達段階に応じた教育を実施します。 ・倉吉地区少年補導センター等関係機関と連携し、青少年や保護者を対象とした研修会等を実施します。 ・全世代を対象にインターネット上の人権侵害に対する理解を深める啓発活動を実施します。

第２節　人権擁護の確立

インターネット上で人権侵害を受けた人の救済を目指し、人権擁護機関等と連携し、迅速かつ実効性のある対応体制の整備と相談支援の充実を推進します。

（取組の推進）

①モニタリング[17]の実施	・モニタリングを実施し、発見した不適切投稿の削除要請を関係機関と連携して行い、被害者の権利保護と加害行為の抑止を図ります。
②相談体制の充実	・相談窓口の周知及び人権擁護機関との連携による人権相談・支援を実施します。 ・実効性のある救済制度や差別禁止法の制定を国に対して求めます。

[17]モニタリング：物事の様子を見守り、変化や問題がないかを確認すること

第 10 章　さまざまな人権問題の解決

第１　アイヌ民族の人権

（現状と課題）

アイヌの人々は、日本の先住民族として独自の言語や文化、伝統を持つ人々です。しかし、明治以降の同化政策[18]により、言語や生活様式、土地などの権利が奪われ、民族としての尊厳が深く傷つけられてきました。

本市では、平成6（1994）年に議会でアイヌ民族の権利回復を求める「アイヌ新法」の早期制定を求める意見書を採択しました。国際連合においては、平成 19（2007）年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成 20（2008）年には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。令和元（2019）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行され、基本理念や国等の責務が定められました。しかし、権利の回復や人権侵害の解消には至っていません。

また、「人権・同和意識調査」から、アイヌの人々に対する差別や人権侵害の現状について無回答とする市民が 97.7%と非常に多く、アイヌ民族の課題認識が十分とは言えません。今後は、学習機会の提供や啓発活動を通じて、市民一人ひとりがアイヌ民族の歴史と現状に意識を向けることが必要です。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問４-①-⑥ アイヌ先住民族に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか。

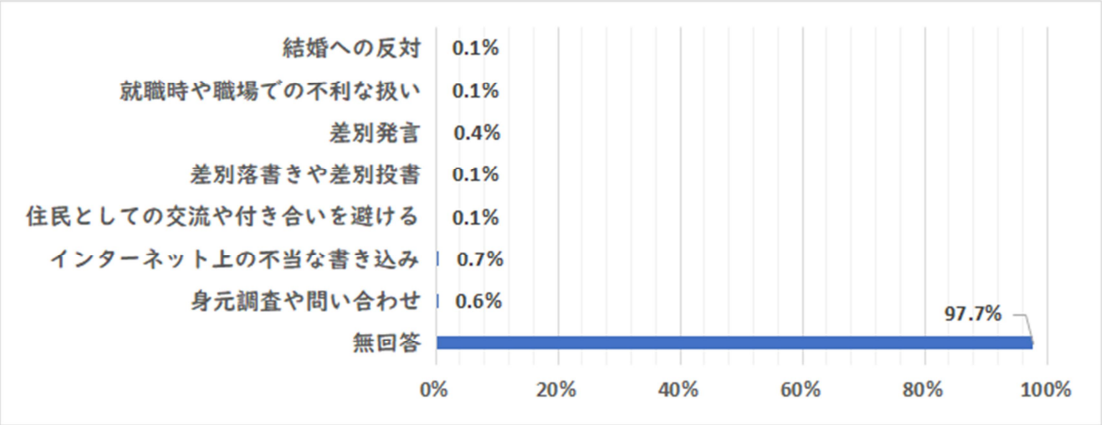

[18]同化政策：明治政府がアイヌ民族に対して行った、言語や文化、生活様式を日本人のものに変えようとした政策

第１節　人権啓発の推進

多様な背景を持つ人々への理解と共感を深めることを目指し、正しい知識の普及と偏見の解消に向けた人権啓発を推進します。

（取組の推進）

①啓発の推進	・関係機関等と協働して、先住民族の権利、人権侵害の歴史へ理解を育む講演会やパネル展示等による学習機会を提供します。 ・市報やセンターたより等を通じて、偏見をなくすための情報を発信します。

第2節　人権擁護の確立

多様な人々が安心して暮らせる社会の実現を目指し、差別や偏見からの保護と相談・救済体制を整備します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・関係団体等と連携し、特定の課題に対応できる相談対応・支援を行います。 ・関係機関と連携し、差別や誹謗中傷への対応を迅速に行える体制整備に努めます。

第２　拉致被害者等の人権

（現状と課題）

北朝鮮による拉致は、人権と尊厳に関わる重大な国際問題です。警察庁によれば、北朝鮮による拉致の可能性を否定できない行方不明者は 871 人にのぼります。日本政府が認定した拉致被害者は 17 名で、そのうち帰国できたのはわずか 5 名にとどまっており、平成 14（2002）年の帰国以降、目立った進展は見られていません。

政府は、「拉致問題対策本部」を中心に、被害者の即時帰国を目指して取り組んでいますが、北朝鮮との交渉は難航しており、被害者家族の高齢化により、時間的制約が深刻な人道的課題となっています。

本市では、国や県と連携し、拉致問題を題材とした舞台劇の開催等による啓発活動を実施していますが、問題の長期化に伴い、市民の関心を維持し続けるためには、継続的かつ効果的な啓発活動がますます重要となっています。

第1節　人権啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題を風化させないよう、市民それぞれが経緯を含めた問題の現状を知り、関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

（取組の推進）

①啓発の推進	・関係機関等と協働して、人権侵害の歴史への共感と理解を育む講演会やパネル展示等による学習機会を提供します。

第2節　人権擁護の確立

多様な人々が安心して暮らせる社会の実現を目指し、差別や偏見からの保護と相談・救済体制を整備します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・関係団体等と連携し、特定の課題に対応できる相談対応・支援を行います。 ・関係機関と連携し、差別や誹謗中傷への対応を迅速に行える体制整備に努めます。

第３　性的マイノリティの人権

（現状と課題）

令和5（2023）年6月に「LGBT 理解増進法」が施行され、性的指向や性自認に関する理解を深め、多様性を尊重する社会が目指されています。施行以降、企業では研修の実施や職場環境の整備が進み、学校では教職員向けの研修が進められ、少しずつではありますが、社会全体での理解が広がりつつあります。また、同性婚に関する訴訟など、同性同士の結婚を認めていない制度が憲法違反かどうかの議論が続いています。

本市では、鳥取県の要請を受け、令和3（2021）年度に当事者が安心して相談・交流できる場を設けた他、関係機関と連携して講演会などの啓発を行ってきました。さらに、鳥取県が令和5（2023）年 10 月に導入した「とっとり安心ファミリーシップ制度」に連動し、本市でも「くらよし安心ファミリーシップ制度」を同月に施行しました。この制度では、同性パートナーやその家族が、鳥取県が発行する「受理証明書」や「携帯用カード」を提示することで、あらかじめ定めた行政サービスを利用できるようになっています。

LGBTQ+[19]の人の割合については、調査機関・調査方法によってデータにばらつきがあり、約3～10%と言われています。身近な問題であるにも関わらず、当事者は日常生活において、

[19]LGBTQ+：レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）、トランスジェンダー（T）、クエスチョニング（Q）の頭文字を取った言葉、+は、LGBTQ のいずれにも該当しない人たちのこと

未だ差別や偏見と隣り合わせの生活を送っている一方で、共同通信社等の多くの世論調査では、同性婚の法的な承認に賛成する意見が6割から7割程度を占めており、国民の間では同性婚への理解が進んでいます。

今後は、より具体的で実効性のある制度整備とともに、一人ひとりが LGBT 理解増進法の意義を理解し、意識改革を進めていくことが求められています。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問 23 性的マイノリティの人権を尊重するためには、どのようなところに問題があると思いますか。

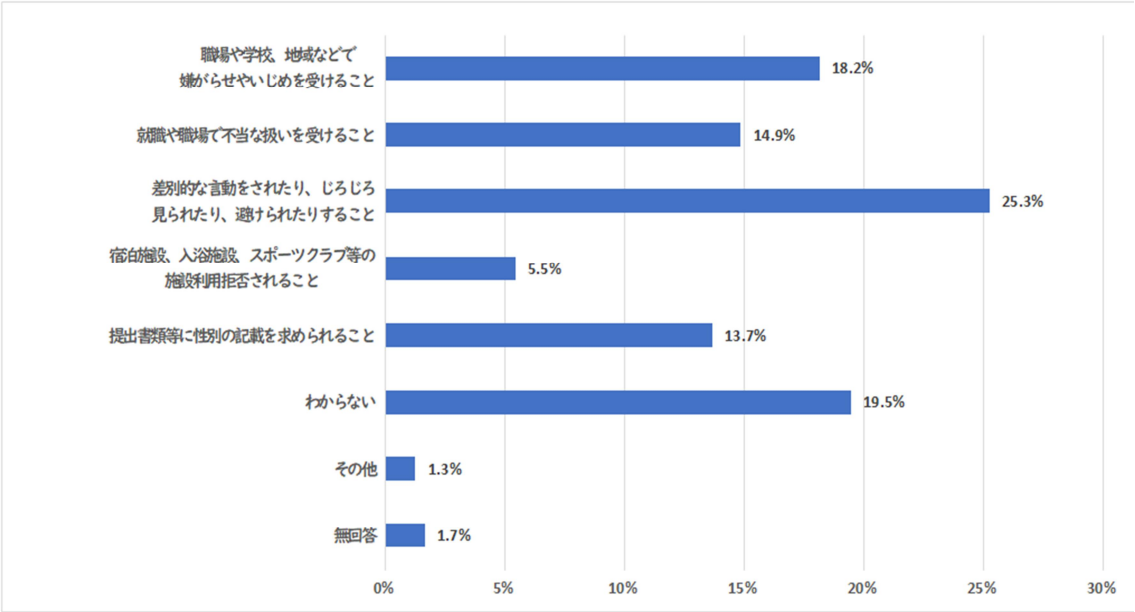

第1節　人権啓発の推進

多様な背景を持つ人々への理解と共感を深めることを目指し、正しい知識の普及と偏見の解消に向けた人権啓発を推進します。

（取組の推進）

①啓発の推進	・関係機関等と協働して、性の多様性等への共感と理解を育む講演会やパネル展示等による学習機会を提供します。 ・市報やセンターたより等を通じて、偏見をなくすための情報を発信します。

第２節　人権擁護の確立

多様な人々が安心して暮らせる社会の実現を目指し、差別や偏見からの保護と相談・救済体制を整備します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・関係団体等と連携し、特定の課題に対応できる相談対応・支援を行います。 ・関係機関と連携し、差別や誹謗中傷への対応を迅速に行える体制整備に努めます。

第４　刑を終えて出所した人の人権

（現状と課題）

平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、犯罪を犯した人が孤立することなく、再び社会を構成する一員として生活できるよう支援することで再犯の防止と安全・安心な社会の実現を目指すことが定められました。

刑を終えて出所した人々は、過ちと向き合い、更生のための教育を受け、社会復帰を目指す人々です。しかし、法務省矯正局提供データによると、令和5（2023）年の日本における再犯者率は 48.9%とされており、令和6（2024）年版再犯防止推進白書では、特に住居や仕事の確保が困難な人や社会からの偏見などが社会復帰が困難な背景として挙げられています。このことから、出所後も過去の犯罪歴に対する根強い偏見や差別により孤立し、社会復帰が困難となるケースが多く、本人の意欲だけでは乗り越えられない壁が存在していることが分かります。

本市では、同法第８条に基づき、令和4（2022）年３月に「倉吉市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止と共生社会の実現を目指す取組を進めています。倉吉警察署管内における令和5（2023）年度の再犯者率は 54.6%であり、令和元（2019）年から 1.2 ポイント減少したものの、全国平均と比較して高い水準となっています。

また、「人権・同和意識調査」では、刑を終えて出所した人と職場や地域社会で接する機会が生じた際の対応について、「わからない」と回答した市民が 32.4%最も多く、「必要最低限のことしか接しない」と回答した市民は 24.7%であることから、市民の関心や理解が十分でないことが明らかとなりました。こうした状況を踏まえ、再犯防止のためには地域社会全体での理解と協力が不可欠です。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問21　刑を終えて出所した人と、職場や地域社会で接する機会が生じたとき、どうしますか。

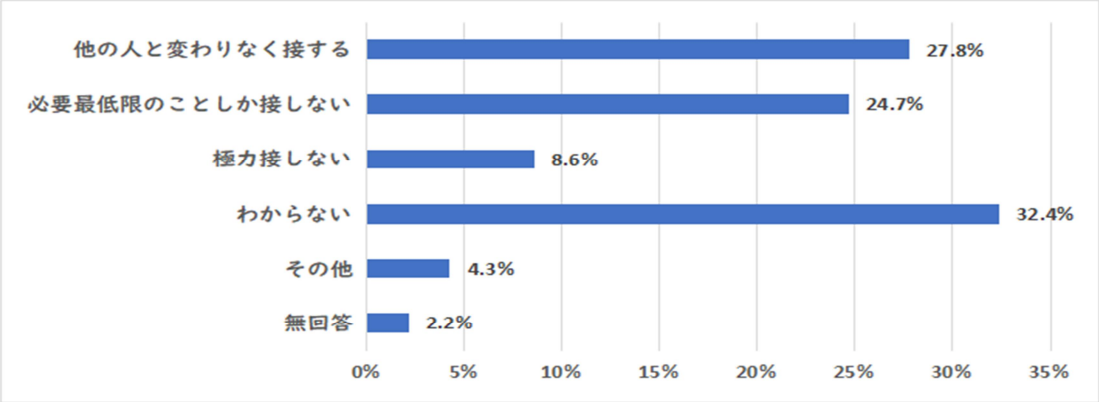

第1節　再犯防止施策の推進

出所した人が孤立せず、地域社会の一員として生活できる環境整備を推進します。

（取組の推進）

①地方再犯防止推進計画による再犯防止	・「倉吉市再犯防止推進計画」に基づき、福祉・就労・住居支援、相談支援等を実施します。

第2節　人権啓発の推進

出所した人に対する偏見や差別をなくすため、地域住民の理解を深める人権啓発活動を推進します。

（取組の推進）

①啓発の推進	・偏見や差別意識の解消、円滑な社会復帰のため、関係団体等と連携し「強調月間（7月）」を中心とした啓発活動等を実施します。 ・保護司会等関係団体の活動の広報・周知を行います。

第3節　更生保護団体の支援

更生保護活動を行う団体が持続的に活動できるよう支援します。

（取組の推進）

①社会復帰支援や再犯防止の取り組みを支援	・保護司会や更生保護女性会等更生保護活動を行う団体の活動に協力・支援します。

第５　犯罪被害者等の人権

（現状と課題）

平成 16（2004）年に制定された「犯罪被害者等基本法」以降、被害者参加制度や情報提供制度などが整備され、法テラスをはじめとする支援機関が、被害者への法的支援や心理的ケアを提供しています。さらに、令和6（2024）年には、「総合法律支援法」の改正により、精神的・身体的被害や経済的困窮の状況においても早期の段階から弁護士による包括的・継続的な援助が行われるようになるなど、制度的支援は着実な進展を見せています。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族等（以下、「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による直接の被害だけでなく、経済的困難や精神的苦痛などにより長時間苦しみ続けるという現状があります。また、マスメディアによる行き過ぎた報道や過剰な取材により、プライバシーの侵害、名誉棄損、私生活の平穏侵害などの問題も起きており、「二次被害」の防止策には、さらなる強化が求められています。

本市では、令和5（2023）年に、犯罪被害者等の権利の尊重と被害の早期の回復及び軽減を図るため、「倉吉市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等に対する見舞金の支給や市営住宅への優先入居等を実施していますが、被害者のプライバシー保護と情報公開のバランスや、加害者の人権との調整など、法的・倫理的な問題など課題が複雑化しています。

令和6（2024）年度　人権・同和問題に関する市民意識調査

問 22 犯罪被害者とその家族の人権を尊重するためにはどのような問題がありますか。

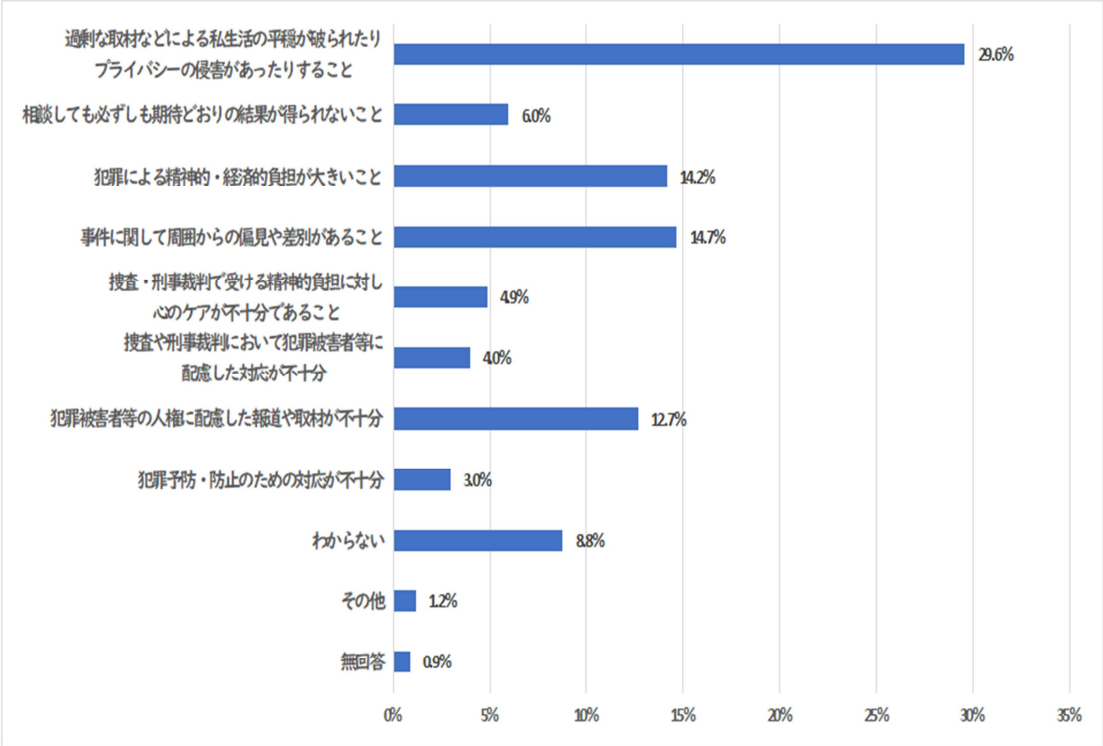

第１節　人権啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等の人権擁護の確立とそれを支える社会づくりを推進するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の問題について、市民への啓発活動に努めます。

（取組の推進）

①啓発の推進	・被害者支援に関する情報や人権尊重のメッセージを広く発信します。

第２節　人権擁護の確立

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、安心して生活することができる社会を実現することを目指します。

（取組の推進）

①相談体制の充実	・犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
②生活支援	・関係機関と連携し、経済的支援や必要な行政サービスの提供を行います。

第３節　とっとり被害者支援センターへの支援

犯罪被害者等が安心して支援を受けられるよう、専門機関である「とっとり被害者支援センター」（以下、「センター」という。）の活動を積極的に支援し、地域における支援ネットワークの充実を図ります。

（取組の推進）

①活動内容の支援	・センターが実施する相談支援や心理的ケア、法的支援活動への財政的支援を行います。 ・関係機関等と連携し、被害者がスムーズに支援につながるよう調整します。 ・センター主催の講演会等への参加を促進し、地域全体の支援力向上を図ります。

第11章　計画の推進

第1節　推進体制

（1）庁内体制による計画の推進

倉吉市人権施策推進連絡会議設置要綱に基づき、本市が実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れ、全庁的な体制で取り組むため、倉吉市人権施策推進連絡会議（市の部長職で構成）及び幹事会（市の関係課長職で構成）において定期的に協議を行い、事業の実効性を確保します。

（2）倉吉市あらゆる差別をなくする審議会

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例第2条に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に意見を求めます。

第2節　市民、各種団体等の連携・協働

市民一人ひとりの人権意識の向上に繋がる倉吉市人権教育研究会や各地区人権（同和）研究会等の団体と連携した活動を総合的に推進します。

第3節　国・県、関係機関との連携

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、国や県、関係機関と連携を図り、人権啓発や人権（同和）教育を推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

第4節　計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会に報告し、市民へ公表します。

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（計画体系）

基本理念	解決すべき人権課題（人権施策）	施策の方向
お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり	**1 部落差別問題（同和問題）の解消**	（1）人権啓発・同和教育の推進
		（2）人権擁護の確立
		（3）雇用促進と就労の安定
		（4）隣保館（人権文化センター）
	2 障がいのある人の自立と社会参画の促進	（1）人権啓発・教育の推進
		（2）障がいのある人に対する差別禁止と人権侵害からの救済
		（3）環境整備と就労の確保
		（4）保健・医療・福祉の充実
	3 男女共同参画社会の実現	（1）男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
		（2）仕事と生活の調和と多様な生き方ができる環境づくり
		（3）女性が活躍できる環境づくり
		（4）男女がともに安心して暮らせるまちづくり
	4 外国にルーツを持つ人の人権尊重	（1）人権啓発・教育の推進
		（2）外国にルーツを持つこどもの教育推進
		（3）外国にルーツを持つ人の人権擁護の確立
		（4）社会参画の推進
	5 こどもの人権尊重	（1）こどもの人権啓発・教育の推進
		（2）こどもの人権擁護の確立
	6 高齢者の社会参加の促進と人権尊重	（1）人権啓発・教育の推進
		（2）高齢者の人権擁護の確立
		（3）社会参画の推進
	7 病気にかかわる人の人権尊重	（1）人権啓発・教育の推進
		（2）人権擁護の確立
	8 インターネットによる人権侵害	（1）人権啓発・教育の推進
		（2）人権擁護の確立
	9 さまざまな人権問題の解決	
	①アイヌ民族の人権	（1）人権啓発の推進
		（2）人権擁護の確立
	②拉致被害者等の人権	（1）人権啓発の推進
		（2）人権擁護の確立
	③性的マイノリティの人権	（1）人権啓発の推進
		（2）人権擁護の確立
	④刑を終えて出所した人の人権	（1）再犯防止施策の推進
		（2）人権啓発の推進
		（3）更生保護団体の支援
	⑤犯罪被害者等の人権	（1）人権啓発の推進
		（2）人権擁護の確立
		（3）とっとり被害者支援センターへの支援

参考資料

1 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年倉吉市条例第20号

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下の平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。

（市民等の責務）

第3条 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

(1) 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他

の不当な取扱

(2) 門地等を理由に行う不当な発言

(3) 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為

(4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

（事業者の責務）

第4条 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第1条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第5条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

（人権啓発活動の充実）

第6条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

（実態調査等の充実）

第7条 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

（相談窓口の設置）

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県又は市町村が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関と連携した相談者への支援

（推進体制の充実）

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（倉吉市同和対策審議会条例の一部改正）

2 倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

（経過措置）

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年倉吉市条例第19号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事）

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

（庶務）

第8条　審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

（規則への委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成6年6月17日条例第20号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（経過措置）

3　この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附　則（平成8年3月27日条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附　則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附　則（平成15年3月27日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成15年9月29日条例第30号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

3　この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附　則（平成20年3月26日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成22年3月18日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成23年3月31日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月15日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和2年3月30日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月22日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

令和8（2026）年2月19現在

区 分	氏 名	所 属 団 体	
学識経験者	河﨑 紀子	上井地区同和教育研究会	会長
（3人）	渡邊 太	鳥取短期大学	副会長
	尾崎 真理子	鳥取県人権文化センター	
民間団体の代表	中尾 美千代	部落解放同盟倉吉市協議会	
（13人）	寺谷 康之	倉吉市自治公民館連合会	
	笠原 宣幸	倉吉市社会福祉協議会	
	長田 美穂	倉吉市小学校校長会	
	小原 弘行	倉吉市中学校校長会	
	福永 幸男	倉吉市身体障害者福祉協会	
	筏津 充代	倉吉男女共同参画推進会議	
	中野 義貴	倉吉市民生児童委員連合協議会	
	竺原 紀人	倉吉市人権啓発企業連絡会	
	岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会	
	米田 美奈子	倉吉人権擁護委員協議会	
	泉 孝子	倉吉市保育園長会	
	松本 直子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団	

計画素案の審議を行う
令和7(2025)年度第3回
倉吉市あらゆる差別を
なくする審議会

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

倉吉市人権政策課

令和8年3月発行

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地1

電話 0858-22-8130 FAX 0858-22-8230

電子メール jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp